

平成21年決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成21年12月3日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 3時42分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

各会計決算の内容審査

認定第 3号 平成20年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成20年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成20年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成20年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成20年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成20年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成20年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成20年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成20年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成20年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第14号 平成20年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（19名）

委員 池田 亨 君

委員 国忠 崇史 君

委員 丹 正 臣 君

委員 小池 浩美 君

委員 中村 稔 君

委員 岡崎 治夫 君

委員 田宮 正秋 君

委員 山居 忠彰 君

委員 菅原 清一郎 君

委員 岡田 久俊 君

委員 出合 孝司 君

委員 井上 久嗣 君

副委員長 粥川 章 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 遠山 昭二 君

委員長 谷口 隆徳 君

委員 斉藤 昇 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 神田 壽昭 君

欠席委員（ 1名）

委員 山田道行君

事務局出席者

議会事務局長 藤田 功 君
議会事務局 東川 晃 宏 君
議会事務局 岡村 慎 哉 君

議会事務局 小ヶ島 清 一 君
議会事務局 御代田 知 香 君

(午前10時00分開議)

委員長(谷口隆徳君) ただいまの出席委員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(谷口隆徳君) 本日の会議録署名委員は第1日目に指名のとおりであります。なお、委員の欠席についてであります。山田道行委員から欠席の届け出があります。

委員長(谷口隆徳君) それでは、2日に引き続き決算審査を行います。

これより各会計の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。一般会計については、歳入を一括審査し、次に歳出を款ごとに審査することとし、特別会計については、各会計ごとに歳入歳出を一括して審査する方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

それでは、認定第3号 平成20年度土別市一般会計歳入歳出決算認定について審査願います。初めに、歳入から審査いたします。

第1款市税から第21款市債まで、一括して御質疑ございませんか。

(発言する者なし)

委員長(谷口隆徳君) そのほか歳入全般にわたり御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、歳出の審査に入ります。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 総務費の中で1カ所お聞きしたいと思います。

あさひパークゴルフ場の芝の管理についてでございます。

開設以来、多くの皆さんに利用されているパークゴルフ場でございますが、最近、芝の傷み、あるいはまた水はけの状態が非常に悪いということもお聞きしておりますし、自分もたまにそういう状況を経験しているわけでありまして、芝の生育状態が非常に悪くなってきているというふうに感じているわけでありまして、最初に、過去ここ数年のパークゴルフ場の利用者の数からお伺いしたいと思います。

委員長(谷口隆徳君) 長南地域教育課主幹。

地域教育課主幹(長南広基君) お答えいたします。

過去の利用者につきましては、平成20年度につきましては、あずまや、それから有料コース、合わせて1万1,400名ほどの利用がございました。平成21年度につきましては、両コース合わせまして1万2,760名ほどの利用がございました。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 開設以来、1万人以上の皆さんが有効に利用いただいているところで、大変喜ばしいことだというふうに思うわけであります。このゴルフ場は、開設以来、造園業者なる方に委託をして芝の管理をされているところでございまして、昨年度、平成20年度も委託料が640万円ということでございます。芝の管理状況、非常に雑草が目立ってきているという状況、あるいはまた、グリーン上でこぼこが非常に目立つ、昨年はプレーヤーの方からそういう不評も聞いているわけであります。

芝の主な作業については、刈り込みが29回ということで、草刈り、追肥、除草剤の散布、オーバーシード、エアレーションとか目土、一般的な作業はされているようですが、私がお聞きしたいのは、この工事を委託されている業者さんの技術力に少し問題があるのかなというふうに思っているわけでございます。芝の管理には、それぞれこの委託にはいろいろな条件がされていると思いますし、工事の監督員の技術力もさることながら、委託業者の資格の問題等々をお伺いしたいと思いますが、造園施行管理技師なのか、あるいは造園師なのか、そういう有資格者が配置されているのかお伺いします。

委員長（谷口隆徳君） 長南主幹。

地域教育課主幹（長南広基君） お答えいたします。

現場代理人の資格につきましては、2級土木施工管理技師ということで資格を持っているようであります。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 委託業者の選択の時点で、その監督員、技術者の条件がちょっと違うのではないのかなというふうに思うわけであります。

芝の管理等々は、造園の資格を持っている業者が当然のように受託していると思うのですが、そうするならば、造園の施工管理技師の合格者並びに造園師なるものが芝の管理をしていかなければ、専門知識が許されるセクションではないのかなというふうに思うわけであります。

先ほども申し上げましたとおり、非常に雑草が目立ってきているわけであります。やはりこのコースには相当額の資金を投入しながら設備を建設されたわけでありますから、芝の場合は生き物ということもありますから、そういう管理にはやはりそういう技術者が必要ではないのかなというふうに思うわけであります。芝の刈り込みの長さの問題もいろいろあるようでありますが、それより以前に、そういう技術者の有資格者があの場所の管理をされるのが当然ではないのかなというふうに思うわけであります。

また、今年については、秋の長雨時においては、非常に水はけが悪くて、9番ホールなんか

は、ほとんどフェアウェイは歩行できないような状況でもありましたし、そういうことから、本年は軽微な工事であったようではありますが、暗渠工事も施工されたということでもあります。我々はそれを承知していなかったわけですが、維持管理上、急いでやられたようではありますが、そういうことを総合的に見ても、そういう2級土木では、芝の管理は到底専門知識のある技術者とはいえないわけでありますので、その辺の選択をもう少し慎重にやるべきではないのかなと。そして、芝の管理に適した技術者を配置できるような委託状況にしてほしいなと思いますが、そのことについてお聞きかせください。

委員長（谷口隆徳君） 長南主幹。

地域教育課主幹（長南広基君） お答えいたします。

先ほど資格のほうで、2級土木管理技師と申し上げましたが、申しわけございません。現場代理人の指定通知の中にそういうことで書いてありましたが、実は履歴書のほうに1級造園施工管理技師の資格を持っておられましたので、まず訂正をさせていただきたいと思っています。

それから、パークゴルフ場の雑草等が非常に多いというお話でありましたが、これにつきましては、担当者が代理人と打ち合わせをしまして、雑草が多いような場所については、手で雑草を抜き取るような作業をしていただいております。

確かに、議員おっしゃるとおり、雑草が目立つような場所については、それぞれ担当者も現場に行って確認をしながら、できる限りのことはやっていたつもりですが、利用者の方からもそういう苦情等があったときには、それぞれ対応をしていたような状況でございます。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 1級造園施工管理技師という配置をされているようではありますが、ぜひ書類上だけの提出ではなくて、当然のように現場に常駐しなければいけないわけですから、私はそういう状況の人は見たことがございませんし、その辺を徹底していただかなければいけないと思います。

つくってある程度年限がたってきていますので、暗渠管の目詰まりとか、排水も非常に悪くはなっているはずですし、手を加えなければ、どんどんそういう雑草、あるいはまたでこぼこ、それから、目土なんかも頻繁にやらなければいけないことになってきますので、ぜひ技術者の常駐をお願いをしてこの問題は終わりたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） そのほか総務費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 総務費の関係だけではなくて、全般にかかわる問題で、特に総務関係の仕事だということで、食糧費の問題について若干質問したいと思うんです。

議会の決算の審査のときに、食糧費を初めとしたさまざまな領収書の証拠書類の提出、こういうものを1つの部屋を設けて、そういうものをきちんと出して、議会が、議員がそれら証拠書類の領収書関係でありますとか、そういうものをきちっと見られる、そういうシステムをつくるべきだと随分長いことこの議会でも取り上げてきたけれども、それが一向だに実現がしな

いで今日までまいりました。しかし、今度の代表者会議、あるいは議会改革のための座長会議の中でもそれらのことが話題になって、本年度のこの決算から初めてそれらの証拠書類が提出させていただくことができました。これは膨大な書類でございますし、私はその中から食糧費の実態がどうなっているかということ調べるために、それらの証拠書類を請求して見させてもいただきました。

そこで、食糧費を使う基準、例えば弁当代であれば、幾らを基準にするのかとか、あるいはそれぞれの款別に持っている食糧費、これらはその款別の部長なら部長決裁なのか、あるいは課長の決裁でいくのか。そういう決裁系統も含めて、食糧費の使われ方がどのようになされているのかということ。

以前官官接待なんかもう全国的にも、全道的にも随分問題になって、このときには多額の食糧費も、この土別でも使われていました。それらの食糧費を削減すべきだといって、議会の中でも随分論議もされて、随分減ってきたと思うんだけど、その当時から見ると、食糧費は大体どのぐらいから現実にはこの20年度の決算でもどのぐらいに減ってきたのか。ここら辺も含めて、まずお答えをいただきたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） まず、食糧費の基準についてですけれども、今、委員のお話あったように、平成7年当時、官官接待の問題だとかが全国で問題になったところですから、それに合わせて土別のほうも、平成7年度に食糧費の取り扱い基準というのを、内規ですけれども定めて、全庁に調達として流しております。

それで、執行基準ですけれども、大きく3点に分かれるわけですから、1点目が、内部行政機関の会議のときに必要な茶菓子代、あるいは弁当代というような定めをしております。例えば土別の振興審議会とか、そういう委員さん方に集まっていた際のお茶代、昔はお昼を挟んだ会議等がありましたので、お弁当とか出しておりましたけれども、最近はお弁当というのはほとんどないような状況にあります。

それともう1点が、市が主催とか主管する大会のときの役員さん方のお弁当代、例えば市民のクロスカントリー大会とか、少年野球大会、そういった際の役員に来ていただいている方へのお弁当代、それともう1点が、外部機関との関係になりますけれども、具体的に申し上げますと、国・道の関係はもう既に国家公務員倫理規定法やなんかで全くありませんけれども、例えば三好町との交流やなんかで、その交流会に参加したときの会費とか、企業誘致の関係、そういったものについて食糧費として支出をしております。

それで、お酒を伴うような会食、この場合については1人5,000円、お酒を伴わない会食、これは、例えばどこかのお店に行って来客と一緒に昼食をとるといったような場合ですから、それについては3,000円以内、本州等へ行ったりすると結構高いときがありますので、3,000円以内としております。それと、役員の方やなんかにお弁当を出すと。そういった場合は1,200円以内というような定め方をしております。

それで、食糧費の決裁との関係ですけれども、各担当で承認伺をとって、そしてそれを課内の決裁、そして、お酒を伴うような会食の場合は、財政課長の合議を要するようになっております。それで、全体額ですけれども、5万円を超えるような場合には副市長まで決裁を受ける。そういったような決裁系統にいたしております。

それと、その執行状況ですけれども、官官接待があった当時は、土別の当時の資料でいきますけれども、土別、旧朝日のほうにも資料がありましたので、それをあわせると3,600万円ほどの食糧費を使っていたと。当時、企業誘致等、そういったような部分もかなり盛んに訪問されておりましたので、そういった関係もあって高い金額になっております。

それと、近年は、全庁的になりますけれども、平成17年、18年、19年度は約490万円程度、この中には、この2年の年は選挙がありましたので、選挙事務、体育館で多くの人数が携わりますけれども、選挙事務に携わる人間の夕食、弁当代、そういったものも含まれておりますけれども、その2年間は490万円程度、昨年度は選挙がありませんでしたので、368万5,000円とといったように昔と比べると大幅に食糧費は減っているような状況にあります。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 1つ具体的にお聞きしたいんですけども、例えば、まちづくり推進事業というのがございます。これは19年から20年に比べると、20年度は19万円ほど大幅に減額になってございます。これはどんなことで減額になっているのかということですか。

それから、食糧費の関係で、本当に一番高いようなときには、今おっしゃったように3,600万円、それが400万円台に減って、1割ちょっとに減ってきたということだから、相当やはりその点ではきちとした経理もやられて、証拠書類も見せていただいても、こちら側で何人出席したのか、こちら側というのは市側です。これはだれが出席したのかという名前もきちっと書かれている。それから、相手の行ったところの場所、これらについてもきちんとなって領収書もそうになっているし、そういう意味では全体的に食糧費の中で多いのは、半分以上が教育委員会で使われている。それは、合宿関係の人たちへの歓迎といいですか、打ち合わせといいですか、こういうところに使われているんですけども、これは私は、それらをずっと調べてみましたが、よくいろいろな実業団から大学から、さまざまところから合宿に来られるわけです。こういう人たちと1回くらいは大体そういう会食をしながら打ち合わせもするというような感じだと思うんですけども、これらについてもお答えいただきたいと思うんです。

同時に、これらはやはり土別の合宿の里づくりで大きなエネルギーが使われているから、そこに出られる担当職員というのは、仲間同士で一杯飲んでいるなんていうことではなくて、さまざま要望が寄せられたり、あるいはいろいろなことを気配りして、その人たちが土別に合宿して、本当に土別は合宿の里づくりとしてよくやっているなというそういう評価がつきまわっていくわけだから、以前、聞いたことがあるけれども、胃の痛くなる仕事だというのがやはりこの食糧費の使われている、そして、それに出席している回数から見ても、うかがい知ることができると思うんですけども、これらについて、教育委員会としてはどういう評価をな

さっているのか。

私はやはり大変な御苦勞をなさりながら、一杯飲んで一緒に何か酔っ払って話をしているというようなものではなくて、本当に大変な気苦勞もしながら、それらに当たっておられるんだなということが、単なる昼食の弁当を食べながら会食するというのとは違う側面で、土別のそういう町並みから含めて、そういうものも紹介したり、大学生の人たちと話をしても、なかなか話の中身だってすっきりと話がきちっと合うわけでもないけれども、しかし、土別の行政の推進にとっては大事だということで、真剣に取り組んでおられると思うんだけど、そこら辺のことについても、教育委員会としての評価も、この際お聞きをしておきたいと思うんです。

委員長（谷口隆徳君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

最初に、まちづくりの関係で、食糧費の支出について、19年度と20年度の対比の中で大きな開きがあったということで御質問でございます。

特に、19年におきましては、新しい総合計画をつくるということで、振興審議会のほうはかなり回数が開催されています。この中で、特にいろいろな本部の振興審議会の会議なり、小委員会の会議なり、それぞれ細かくやった部分からしまして、主にお茶代を払っている部分は、実は平成19年が34件ございまして約11万円、20年につきましては、計画策定が終わったということで、お茶等については7件の3万2,000円程度ということで、実質ここで8万円程度落ちております。

それともう1つ、19年につきましては、ゴールバーン市からマルワリー高校の高校生の方がおみえになりまして、その昼食経費等があります。あと高校の先生との懇談だとかということで、これは2回ありまして6万円支出しております。そういった関係で、今お話のように大きく食糧費が落ち込んだものと思っております。

以上であります。

委員長（谷口隆徳君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君） 教育委員会のほうからお答えをします。

スポーツ合宿に関する歓迎会でございますが、大体1シーズン1回のみということで、1人おおむね大体3,000円を平均としてございます。また、練習の日程の都合で実施をしないというチームもございまして、そういった場合については、差し入れ程度でおさめているという実態でございます。

それから、このスポーツ合宿に関しましては、長年取り組んできた合宿招致活動、多くの交流人口の拡大と市内経済の発展につながっているものと考えておりますが、私ども土別のスポーツ合宿、1つは旭川空港までのきめ細やかな送迎、そしてまた、今お話の合宿歓迎会がございまして、一つ一つのチームにとりまして、大体10日間でございますが、その間に1回の歓迎会をさせていただいております。そういった意味で、練習の疲れを中日でいやすということで、選手、監督にとっての絶好の気晴らしとして、監督を含むチームにとって本当に大変喜ばれて

いるというような状況でございます。

そんな中で、そういったことが少しでも交流人口の拡大につながって、まだまだ合宿が増えていくように私どもも一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、財産管理費のところだけれども、これは朝日の北海道企業局の土地の購入に当たって、予算の提案があったときには、土地の測量費については直営でやってもいいではないか。結局は委託ということで業者に回して、それだけのお金を使うべきではないということをお願いしてまいりました。

20年度の決算を見ましても、265万4,000円の測量費があったけれども、220万円ぐらいですが、45万5,000円の不用額が出たということなんだけれども、これらはどういう工夫がなされて、本当に市の直営でやってこういうものは浮かすべきではないかと、こう申し上げてあったけれども、どんな努力がなされたんでしょうか。

委員長（谷口隆徳君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 企業局の測量費の関係ですけれども、昨年第2回定例会で、補正で措置させていただいたんですが、そのときに総額500万円、そのうちの委託料、測量委託として300万円概算で予算を計上させていただきました。

当時、道との打ち合わせの中で、用地の確定の測量、それと、当初すぐ希望する市民の方に土地も含めて売却ということを考えておりましたので、中の分筆等もあわせて300万円という予算を出させていただきました。それで、委員さんからいろいろありまして、1点は、用地の確定の測量の部分につきましては、道のほうと協議いたしまして、それは道のほうでやっていただけということになりまして、その部分については道から市内の業者に頼んで、直接道のほうでやっていただけるようになりました。

それと、中の分筆の測量については市のほうでという考えもあったわけですけれども、道との協議が長引いて、最終的な土地の買高、11月の末になってしまったということ、それと、今年個人への売却という形ではなくて、当面市民の方へ貸し付けという形になっておりますので、分割も急ぐ必要がないということで、その分割の分についてはまだ作業をしていないで保留していることとなります。それで、この企業局の測量に関する委託料については、未執行という扱いになっております。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それは企業局の建物から土地も全部購入したんだけれども、これは現在どんな利用状況と申しますか、それから、よく住民の方でも売ってほしいという要望があると。こういう声についてはどんなことになっているのか。それから、20年度の決算もそうだし、この21年度、この企業局の住宅なんかについてはどういう検討がなされて、方向性がきちっとで

きたのかどうか。この点もお聞きをしておきたいと思うんです。

委員長（谷口隆徳君） 加藤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） それでは、私から、昨年度北海道企業局の職員住宅の利用状況について御説明させていただきます。

購入いたしました建物、全部で8棟ございます。そのうちの1棟につきましては、合宿所といいまして、企業局の職員がお使いになっていたときには单身の方がお住まいになる集合住宅というような形で利用されていた建物を1棟含んでございます。そのうち6棟につきましては、一般の方にお使いいただく形で、現在貸し付けをいたしております。この貸し付けに当たりまして、最終的に購入を希望される方ということで貸し付けをしているところでございます。

それから、残りの2棟につきましては、先ほど言いました合宿所、それと、もともと所長住宅として使われておりました住宅につきましては、短期移住体験住宅として活用をいたしております。こちらのほうも、今年夏から随時利用があるという状況になってございます。

最終的には、現在貸し付けております住宅については、売り払いということを考えておりません。

委員長（谷口隆徳君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 当初、直接すぐ売りたいという方向で道と協議していたわけですが、道のほうもそういったことはだめだということで、市のほうとしては、主に7年間で貸し付けをして、7年間の貸付金を全部徴収し終わったときには、当初想定していた売却代金になるような格好で、その時点では改めて売却の代金をいただくということのないような想定の中で、現在そこに永住していただける方に貸し付けをして定住促進を図るというこれは当初から道との協議をしておりましたので、そういったあくまでも地域の空洞化を防ぐというような住宅として、今貸し付けをさせていただいているということになります。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そのほかの全体的なものについてはお答えがないんですけども、やはり公共的に使える部分は使うとか、定住を促進していくためにより一層努力をすとか、いろいろな局面はあると思うんですけども、ぜひよく検討もなされて、いい方向に持ってくるように努力をしていただきたいと思うんです。

それから、もう一つは、地域交通総合対策事業ということで国から予算がきて、土別の公共交通総合対策に使うんだということで、20年度の予算委員会的时候には1,000万円の事業費だということで、答弁では、実証実験に450万円、それから調査委託に500万円と、それから報酬は50万円と、こういって1,000万円の予算で土別の交通がどうあるべきか、こういうことを調査をして方向性を出すんだと言われていたんですけども、成果報告書を見ても500万円弱のお金が、いわばバスの運行費に充てられてだけいて、あとの500万円は使われていないような感じで見受けられるんですけども、この地域交通活性化協議会を含めたどんな論議がなされて、きちっとした方向性が出されてきたのかどうか。これらについて詳しく説明を求めたいと

思います。

成果が本当に上がって、土別の交通活性化に先が見えてきたのか。こういうことも含めてお答えをいただきたいと思うんです。

委員長（谷口隆徳君） 中峰企画課主幹。

企画課主幹（中峰寿彰君） お答えいたします。

今、委員さんおっしゃられましたとおり、昨年3月の予算時に1,000万円ということで、地域公共交通活性化協議会が事業主体となって、本市の地域公共交通について今後の方向性を検討するということでの調査、これは国の法改正によって、今後地域公共交通をいろいろと施策を展開するに当たっては、一定の計画をつくった上で実施することによって、国の支援が受けられるということもあり、あわせて本市としての今後の体系をどうしていくのかということを検討する意味で、この計画づくりに着手するということでありまして、お話にありましたように、当初1,000万円ということで予定をさせていただきました。

これにつきましては、国のほうからおおよそ1自治体1,000万円程度の中で、それぞれ100%の補助になりますけれども、この事業を実施することができるということがありまして、本市におきましてもこの1,000万円を予定して、昨年5月1日に交付申請をいたしましたところであります。

しかしながら、この事業に対する全国、全道からも非常に希望が多くありまして、この結果、国の予算額を大きく上回ってしまったといえますが、その枠として考えられている範囲が、おおよそ見込みで1自治体当たりおおよそ1,000万円ぐらいいは配分できるのではないかというふうな想定がされていたんですが、結果として500万円程度まで圧縮をせざるを得ないと。そういった希望が多くて、5月15日に国から交付決定をいただいたんですが、その際には500万円しか配分できないということになったところでございます。

それで、当初1,000万円で見えておりまして、500万円ということで、実際その計画していた中味を、ではどのようにその500万円に合わせるのかということで、これは事務局としてもかなり検討してまいりまして、その結果、現況調査の一部、それから、先進地事例調査、こういったものをまず取りやめていこうと。それから、アンケート調査を実施したところなんですけれども、このアンケート調査につきましても、全市民の皆さんを対象にして、その中から標本抽出を行って実施を予定していたところ、以前のデータといえますが、過去に調査した経過もありますので、その辺のことも踏まえながら農村部、それから、利用の多い高齢者の皆さん、あるいは高校生ですとか、そういった生徒、そういうところに絞っていこうということで対象を絞った。そういったことで、内容を少し絞り込んで費用を圧縮いたしました。そのほか、ワンコイン実験の取りやめなどによっておおよそ500万円を落としまして、その配分に合わせたということでもあります。

それで、協議会での議論が十分なされてきたかというお話ですけれども、この協議会は、その前段に同じような公共交通を考える懇談会というのがございまして、それを基本にしながら、

利用者の一部を拡大して設置をいたしました。平成20年2月に設立をいたしまして、20年度におきましては6回の検討会議を開催させていただいております。

その協議会の中での検討ということでは、お話にございましたように、今後どうあるべきかということを中心に考えまして、最終的には国が基本に据えている連携計画という計画書を最終的にまとめ上げるということでございました。それで、協議会の取り組みといたしまして、計画策定に向けて、先ほどもちょっとふれましたけれども、利用状況のアンケート調査ですとか、バス利用者の乗降調査、あるいはバスの待合環境がどうなのかということの調査、更には、高校生によるワークショップで、高校生の皆さんがどういうふうな考えを持っているかというようなことも確認をいたしましたし、御承知のとおり、温根別北線地区におけるデマンド化、試験運行というようなことも取り組みをさせていただきました。

こうして最終的には、本市における地域公共交通を考えるということで、士別市地域公共交通総合連携計画ということで、計画書をまとめ上げさせていただいたところでございます。

なお、その計画の実効性という部分ですけれども、本年度におきましても、今11月から始めておりますが、温根別北線地区でさらにその実証性を確認するというところで、実証運行等も行っておりますし、高校生の片道定期券というようなことも、この12月から士別軌道さんの協力のもとに導入をすることができております。

また、これは国の経済対策ということでございますけれども、地域活性化生活対策臨時交付金の活用のもとに、バス待合所の整備も進めさせていただいている。こういったことで、協議会の検討結果に基づいて、現在公共交通、いかにその利便性を高めて地域の足を守っていくかという観点で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、結局国は予算を半分に絞ったと。だから、それは予定も圧縮したんだと。それなりに今言ったようなことはやってきたということなんだけれども、やはりこの地域の交通を守るために、国から1,000万円きたと。しかし、その1,000万円に合わせてこうやろうというふうに立てた計画、それは私は一般財源が必要だったら、削られたらそれに足してでも、この士別の公共交通のあり方、活性化、これらについてきちっとしたものを立てる努力をすべきではないかと。1,000万円の計画を立てたけれども、500万円にだから絞ったんだと。それだけのことしかやらなかったという程度のことなのかどうか。

それから、そういう先進地の調査だとか、アンケートだとか、いろいろなことをやって、計画書の作成をやり、そして、結果報告もできたというんだけれども、これらの結果の報告について、国にはきちんとしたそういう報告書を挙げているんだと思うんだけれども、それらについては議会なんかにも、これに基づいてつくった計画はこういう計画ですと。こういうものは提示をいただけないものなのかどうか。このことも含めて再度お答えをいただきたいと思っております。

委員長（谷口隆徳君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） それでは、お答えいたします。

今、1,000万円から500万円に減額になったということで、主幹のほうから説明させていただきました。そこで、委員のほうから、一般財源をもってでもそれは当たるべきではなかったのかということの御質問でございます。

私ども当初1,000万円で事業を組んで、当然やれるものだと思っておりましたけれども、道内でもその当時、当初は10カ所程度しか手が挙がらないのではないかといったことをお聞きしておりましたけれども、実際に交付申請が挙がった段階では19カ所から申請が挙がってきたと。それと、全国的に見ても、こういったバスの総合対策といった意味で、いろいろな各自治体からそれなりの要望があったということで、結果的には半分になってしまったと。それで、半分になった部分を用いて、どのような土別に見合った計画をつくっていくかということをもまず考えました。

バスの論議については、これまで議会の中でもさまざまな論議をいただいているところでございます。その中の1つといたしまして、バスは必要なだけけれども、例えば、実際乗車していない時間帯がございます。これらについて、例えばデマンドバス、いわゆる予約制のバスをもってその対応が図れないのかということで、先ほど言ったように、温根別北線で導入したわけでございますけれども、これは当初2カ月分実証運行するといったことでありました。これを1カ月分に圧縮いたしまして、バスによる方法が半月分、残りをタクシーによる方法を半月分ということで、サンプル調査といたしましては、2つこれでとれたのかなと。

それと、あとは先進地の視察に行くということも当初の計画に入れておりましたけれども、こういった部分では、これも取りやめさせていただきました。あと市内今1回160円、180円で乗れるバスもワンコイン、いわゆる100円で乗れないのかといったことをやろうと思いましたが、これについても予算が圧縮されたということで落とさせていただいたということで、そういったものを含めまして500万円程度、結果的には圧縮ということになったわけでございます。

20年の予算委員会の中でも、斉藤委員のほうから、いわゆるこういった計画策定について、コンサルに丸投げすることなく、協議会として汗をかくべきではないのかといった御提言もありまして、私ども事務局といたしましても、例えば、事務局の職員が早朝、温根別線の始発のバスに乗って、実際に乗車の実態を聞くなり、その子供さん、あるいは高齢者からこういったニーズがあるのかということをお調べさせていただきました。

あと、市内に実は停留所が172カ所ございます。これについても停留所のカルテづくりということで、それぞれコンサルとともにそういった箇所を実際現地に足を運んで、そういった確認もさせていただいたところであります。

それと、バスの待合所の整備ということにつきましては、国道なり、道道ということになりますと、道路管理者の制限がございますので、基本的に市道の中で置ける範囲はどこなのかと

いったことについても、市が管轄する部分についてこういった形で置けるのかといったことを模索いたしまして、結果的には9カ所、今配備する予定で進めております。

そこで、この計画書について議会のほうに示されていないといったお話であります。実際のところ、議会のほうにはお示ししておりませんので、至急この計画書につきましては、増し刷りいたしまして、お示ししたいと思っております。

それと、この計画の関係で市民への周知ということでございます。これにつきましては、今年3月、広報しべつで特集号の中で2ページ用いまして、この連携計画の概要につきまして、広報でお知らせしているところでございます。

この計画書、必要部数しかつくっていなかったということもありますけれども、議会を初め関係するところに必要な部分については、増し刷りということもできるかと思っておりますので、それについては対応させていただきたいと思っております。

以上であります。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 国の事業であっても全部国費が使われたんだって言いますけれども、結局市にかかわることありますから、やはり皆さん方がどう努力をされて、この地域交通のための活性化はどうかされたのかということがやはり私どもは関心のあるところでもありますし、それがどういうふうに進んだのかなというのは、今、室長もおっしゃったけれども、それほどお金がかかるものでもございませぬし、ぜひお知らせをいただきたいと思います。

それから次に、青年会議所への職員派遣の研修というのがございますけれども、これはどんなふうになされているのかということと、それから、派遣された職員が、例えばレポートなんかをお出しになったりすると思うんだけど、これらについては、そのレポートが公開の対象になったりするものなんでしょうか。ここらも含めて、研修事業の中身についてお答えをいただきたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 職員のJCの研修派遣という形での御質問でありますけれども、JCに職員派遣をしていますのは、18年からそれぞれ2名ずつ毎年行っているところであります。JCの中では、大きくは総務的な委員会と、それから、まちづくりに関する委員会と、この2つが大きな委員会としてあるわけですが、市役所からの職員それぞれの委員会に分かれて所属をしながら、基本的には月1回の例会ということを中心に、総務委員会の関係では、例えば自己研鑽ですとか、まちづくりの委員会に関しては、地域活性化のプログラム、あるいは各種イベントへの参加、それから、健全な青少年育成、こういった事業に参加をしているところであります。

報告につきましては、報告書を出していただいておりますけれども、自己評価として、その中では自己研鑽の事業については、例えばスピーチのあり方等を研修するといったようなことで、リーダーとしての資質向上に大きく役立っていると。それから、特に地域の皆さん、JC

の皆さんと市役所の職員ということで、その距離が大変縮まってきている、そういう実感をしているというふうな評価がありまして、まさに市民との協働という面では大きな役割を果たしているのではないかなというふうに思っております。参加者からは、意義ある事業であるので、ぜひ今後とも続けてほしいというような話も聞かれております。

この報告書については、公表という形ではとっておりませんが、特に今後続いていく職員に対して、こういった内容を広く周知していきたいなというふうに思っております。次からまた新しく職員が参加できる体制というのをとっていきなというふうにも思っております。

今は、派遣の形態として準会員という形で、議決権のない会員という形になっています。正会員となって思い切り活動したいというような意見も、参加をしてきた職員からは聞かれていますところでもあります。また、ＪＣのほうも、ぜひ正会員で参加をしてほしいといったような要望もございます。ただ、市のほうの派遣の期間が今は４月から３月までということになっております。ＪＣの事業年度が１月から１２月までということで、若干ここで差異があるわけですが、例えば正会員ということになりますと、こういった参加の期間も検討しなくては行けないのかなというふうに思っています。

今後、派遣のそういった期間等、あるいは年数、これらも含めてよく検討して、ＪＣ側ともよく検討させていただきたいと思っています。多くの職員が参加できる体制づくりにこれからはしていきたいというふうに思っています。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これは月に１回ぐらいだというけれども、ＪＣの活動というのは昼間やられるわけではなくて、それぞれ仕事を持っておられて、夜の会合なり、会議なりが多いかと思うんだけど、これは市の派遣基準といいますか、派遣はどのような人たちを派遣をするんだというそういう基準でありますとか、夜であれば普通の勤務時間以外にもなるんだけど、そこら辺なんていうのは、どういう視点から派遣をされているのか。おまえ行ってこいやというような派遣なのか、派遣要綱というのはきちっとつくられて派遣をしているのか。結局仕事、任務として派遣をするというふうになりますと、例えばそれらに対する手当、派遣に対する手当なんか別枠でお出しになったりするのかな。そこら辺なんかはどんなふうにお考えになっているんでしょう。

例えばそういう派遣が、１つの委員会なら委員会で会議が随分あるというふうになりますと、市の勤務時間外にそこにずっと参加しなければならないと。そうなりますと、そこら辺のことなんかよく考えてやらなければならないと思うんだけど、そこら辺はどんなふうに取り扱ってられるんでしょうか。

委員長（谷口隆徳君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 派遣につきましては、基本的に月１回の例会、この日については超勤扱いということで、２時間程度の超勤ということで扱わせてもらっています。特に派遣に当た

っての選考基準というのは設けていないわけでありまして、今のところは、例えば企画の部門でまちづくりに携わる職員、あるいは経済部の商工労働観光課での職員、今年につきましては、総務課から1名職員を出していますし、あと生涯学習の関係等々がありますので、教育委員会の生涯学習課のほうから職員をもらっているという状況にあります。

その職員の派遣については、今年も春先にJC活動に応募してみたい方はいませんかということで、庁内の中で公募もしたところでありまして、自主的な参加が今回はなかったということで、こちらのほうからお話をかけて研修に行っているという状況にあります。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、コミュニティ活動費の推進費の関係で、街路灯、防犯灯の関係なんだけれども、例えば維持費の助成をしておりますけれども、土別地区は2,036灯で380万円ちょっと、それから、朝日地区は514灯で154万8,000円というふうになってございますけれども、これら1灯当たりに対する補助額というのが大きな開きがあると思うんだけど、これは人口割になるのか、大きさ割になるのか、灯数割になるのか。ここら辺の基準はどんなふうにして補助を出しておられるのか。

これは自治会に対する補助のわけだから、私はそれぞれの灯数割なら灯数割なんかも、きちんと両市町とも、街灯でありますとか、防犯灯でありますとか、その町内を明るくすることと同時に、それはもう全市的な観点で防犯活動なんかも含めたあり方が問われるものであって、これはもう町内で好きなようにつけなさいということだけではなくて、市の施策としてやって、むしろ自治会には街灯をつけてやるんだから、それに補助を出してやっているんだという立場のほうはどうも前から強く見えるんだけど、本来はこれはもう行政としてやらなければならない仕事だと思うんだけど、この防犯灯やなんかに対する助成、これらに対する考え方、これをお伺いしたいと思うんです。

委員長（谷口隆徳君） 原田環境生活課主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

朝日地区におきます防犯街灯についてであります。全市で平成20年度2,550灯が設置されておりまして、朝日地区におきましては514灯ということになっております。

まず、1灯当たりの年間の維持費であります。土別地区におきましては、1灯当たり1,878円、朝日地区1灯当たり3,011円ということですが、この差については、朝日地区については水銀灯が多くございまして、514灯中337灯の水銀灯が設置されております。水銀灯におきます単価についても、蛍光灯または白熱灯におきまして、蛍光灯については約2.8倍、それから、白熱灯については2倍の経費がかかるというような状況でございます。

補助については、平成21年度から出張所地区及び朝日地区と、それから、市内中央地区との格差をなくすということでありまして、1個当たりの平均の負担額を超えた分に関して、3分の2を補助しているという状況でございます。

また、防犯等の維持については、従来朝日地区については、8つの組合等に組織している防犯組合等が管理をしておりましたが、朝日地区の自治会移行に伴いまして、防犯街灯組合が管理した地域とそれから、単位自治会の区割りが一致していない等により、朝日地区の自治会を取りまとめております朝日地区自治会連絡協議会と話し合いまして、防犯街灯の維持管理は協議会のほうで行うということになっております。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 大崎環境生活課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 今、斉藤委員のほうから、土別地区と朝日地区の1灯当たりの負担が開きがあるのではないかという御質問かと思ます。

それで、今、主幹のほうから話しました土別地区でいう2,036灯に対して381万円の助成額、朝日地区につきましては、514灯に対しまして154万8,000円というような成果報告を出しておりますけれども、1灯当たりの助成額にしますと、土別地区においては1,871円、朝日地区については1灯当たり3,011円というようなことで、約1,200円ほどの開きがございます。この差の理由としましては、朝日地区における514灯のうち約6割、約337灯の水銀灯が使われていることが一つの要因でありまして、水銀灯の場合、先ほど主幹のほうから説明をいたしましたとおり、白熱灯、蛍光灯と比較しますと、電気等が約2.2倍から2.8倍というような開きがありますことから、朝日地区の水銀灯の量の多い状況がこういった1灯当たりの差として出ているような内容であります。

以上であります。

委員長（谷口隆徳君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） ただいま担当課のほうからお答えをさせていただきましたように、補助基準を設けてまして助成しているために、種類によって1灯当たりの差が生じているところではございますけれども、朝日地区、土別地区、同じ基準に基づいて助成をさせていただいている現状でございます。

そこで、斉藤委員さん御指摘の全市的な防犯、市民の安全・安心にかかわることであるので、自治会の要請に対して市が出してあげるというようなことではなくて、市が積極的に全体的なことを考えて行かなければいけないのではないかというお話だと思います。まさにそのとおりだというふうに考えてございます。

この2分の1ずつの負担につきましては、今年度部分的な自治会の負担の軽減を図るということで助成措置を拡大をいたしまして、議会の御議決もいただいたところでございますが、市の財政状況等も勘案を、自治会の連合会、役員の方々等の御理解もある中、現在大まかな基準といたしまして2分の1、それと、超過基準の分も含めて、市と自治会、市民がそれぞれ協力をし合う中で、町なかの安全のために防犯街灯を設置しているところでございますので、連絡協議会とも引き続き協議をさせていただきながら、今年度拡大をした中ではございますけれども、その状況を踏まえて、今後またどのような形が望ましいのか、厳しい財政状況でございま

すので、この中で何とかというふうに担当部局では考えてございますけれども、引き続き自治会連絡協議会とも御意見をお聞かせをしていただきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（谷口隆徳君） そのほか総務費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。小池委員。

委員（小池浩美君） 7の児童館費についてお聞きいたします。

あけぼの児童館の中にある学童保育室についてお聞きいたします。

今ここでは70人を超える子供たちが利用していると聞いております。それで、建物もあけぼの児童館は老朽化が進んでいると。きのうの総括質問でも、市長の御答弁、改築への積極的な意欲をお聞きしたところなんですけれども、このたくさんの人数では、非常に狭隘であると思います。そこで、もうちょっと何か来年度からは70人を超えると上のほうからの補助金も出ないんだというようなことも聞きました。それで、今大変な状態ではないかなと思うんですけれども、こういったことへの対応策、急がれるのではないかと思います、どのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 池田児童家庭課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

今、委員さんのお話のとおり、あけぼの児童館につきましては、特に急激に登録児童が増えておりまして、現在常時75名を超えるような状態になっております。全体的に毎日全員が来るということではございませんけれども、やはり60名程度は毎日来られているということでございまして、そういう面では、定数もあけぼのが実は一番小さいということもございまして、狭隘になってきているということで、何とか対応策を検討してまいったわけでございます。特に来年からは国の補助金も、御指摘のように70名を超える登録のような学童保育については補助金の対象から外しますよと。分割しなさいという国の考え方です。

そういうことで検討してまいりましたけれども、昨日の委員会でもお話ししましたように、南小学校で放課後子ども教室を実施をするということになりましたので、小学校のほうと協議をいたしまして、お願いをいたしまして、その子ども教室の部屋をお借りをして、児童館の分室という形で児童館のほうも運営させていただくということで了解をいただきまして、平成22年度から分割をして実施をしたいと思っております。どのような形で実施をするかということにつきましては、今後詳細に詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

委員（小池浩美君） きんのいろいろお聞きした教育委員会管轄の子ども教室のほうに分室という形で学童保育室を置くというお答えでしたけれども、これはもう十分に学校側とちゃんと話

し合いをして、話はもう納得されているんでしょうね。

委員長（谷口隆徳君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） 私どもは教育委員会とお話をしているんですが、教育委員会のほうとしても、校長先生を通じて教職員の皆様方にも十分御理解をいただいているというふうに聞いております。

委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

委員（小池浩美君） きのうちも言いましたけれども、やはり学校の先生たちともちゃんとお話し合いをしていただきたいと思うんです。まだ子ども教室のほうも学校の先生たちとじかにはお話ししていないようですので、これからでもまだ時間はありますから、一緒に先生たちの理解を得て協力を得ないと、子供たちにいろいろなしわ寄せがくると思うんです。何か事件が起きたり、問題が起きた場合は、子供たちが被害をこうむるということは多々あり得ることですので、私はぜひとも初めてのこんな分室なんていうふうな試みですし、いろいろ戸惑うこともすぐくあると思うので、指導者の方もここへちゃんとしてやると思うんだけれども、指導者の方と先生たちとのあつれきとか、いろいろと起こりそうなので、ぜひとも学校の先生たちと十分なお話し合い、理解を得ていただきたいと思います。いかがですか。

委員長（谷口隆徳君） 教育長。

教育長（安川登志男君） お答え申し上げます。

昨日も放課後子ども教室にかかわって、学校の先生方としっかり話し合いをして、その理解を得なければ実際現場の状況がどうなっているかわからないというお話でございましたが、学校は、さまざまな社会教育機関もございますけれども、教育委員会が所管している最たる教育機関でございまして、その教育機関をつかさどっているのは校長であり、教頭でございます。校長、教頭はただ単に管理者というだけではなくて、長い間教育の現場で経験を積んだ教育のプロでございます。その管理面だけでない教育のプロに対して、我々は放課後子ども教室の必要性、そして、きょうお話を申しあげました学童保育の必要性について、何とか御理解をいただけないかということで校長先生にお話を申し上げ、学校内部では、校長先生を中心にさまざまな予想されることについて協議をし、その結果、子供たちのために我々としてはどうしてもそういう方向でいくことが今、市が考えている方向に協力をするのが子供たちのためなんだという結論をいただいて、それについて御協力いただいたものでございまして、そこであえて教育委員会が直接先生方から御意見をお伺いするということについては、学校を管理している校長に対しての越権行為になるのではないかということで、私ども昨日もお話をいただいて、きょうもお話をいただいたんですが、その学校内部での校長からもさまざまな意見があり、こういうこともあったと。しかし、子供たちの特に南小校下の子供たちの一人一人の顔を思い浮かべて、その子供たちの放課後のこと、あるいはさらに留守家庭として学童保育にかかわっている一人一人のことを考えると、やはりそういう方向でいくべきだという結論を得たものということで、ただ単に教育委員会が管理職である校長に対して、こういう方向でいきたいんだか

ら先生方を説き伏せなさいというような方法で臨んだものでもございませんし、現場に問題が生じないような形で、十分先生方の御意見もお伺いいただいて、その上で御協力をいただけるものならお願いをしたいということで、何回かにわたる論議の上いただいた回答でございますので、それを尊重していくということで、具体的に他の部分で何か先生方から直接教育委員会に対して申し入れがあったり、あるいは別な立場での協議の申し入れがあった場合にはそれに応じますけれども、今回の部分につきましては、校長を中心としたそういう論議で、学校の方向性は定まったものというふうに考えております。

もし来年度の実施後に何らかの問題がありましたら、当然管理者の校長として、それについては予想しない問題が起きてきたのでそれについてはどう改善するのかということが校長から出てくることがあるかと思えますけれども、現段階では学校管理者の校長に対してお話をし、学校内部で協議いただいたことで我々は十分だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） そのほか民生費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 民生費の3款1項4目の交通安全対策費について質問させていただきます。

この中で、交通安全指導員の資格取得や安全指導講習会等への参加はどうなっているかということで、何点かお聞かせいただきたいと思えます。

最初に、まず、この機会でありますので、全体の現在の指導員の数が44名となっておりますが、市の指導員の要綱の中で定数があればお聞かせいただきたいのと、この指導員になるための資格要件がどういうものなのかをお聞かせいただきたいと思えます。

委員長（谷口隆徳君） 原田主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

まず、定数でございますが、現在の交通指導員の状況では、定数は50名以内ということとなっております。そのうち44名ということでありまして、平均年齢は64.2歳という状況でございます。

資格については、特に規定はございません。選任については、各出張所地域、地区及び朝日地区、その他農村地区の部分については、各指導委員会が組織してございまして、その指導委員会と、それから地区連については自治会の協議をいたしまして、そこから推薦をしていただいた方を委嘱するというふうな状況でございます。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 非常に指導員が市内担い手不足だということが喫緊の課題となっているようでございます。今の答弁でいきますと、50名の定数の中で44名いらっしゃいますが、平均年齢が64.2歳ということで、ちょっと異常な数値がここに見受けられるのでありますが、この機会にちょっと少し掘り下げてみたいと思えますが、交通安全指導員の20年度の出動といいま

すか、延べ出勤日数はどういうふうになっているか。それからまた、出勤での報酬等についてはいかにほどになっているかお聞かせください。

委員長（谷口隆徳君） 原田主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

指導員の出勤日数でございますが、まず、登下校専任指導員5名おありまして、毎朝と午後の登下校の時間帯2回出勤しておりまして、年間約220日の活動日数ということになっております。

他の指導員については、指導員全体の共通活動といたしまして、新入学児童への指導、それから、パトライト作戦、それから、街頭啓発、あとハーフマラソンなどのイベント等の交通指導をあわせますと、1名当たり年間約30回の出勤となっております、月平均2.5回となっております。各地域で実施する児童、小学校、中学校及び老人クラブなどの交通安全教室を加えますと、更に増えている状況となっております。

報酬でございますが、登下校専任指導員については、年額1人70万円ということになっております。他の交通安全指導員の報酬については、年額1人当たり6万円という状況でございます。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 報酬の多い少ないというよりも、意外と出勤回数が多いんだなということ。それからまた、登下校の関係は、以前にも質問したかと思うんですが、非常に1日の時間が登下校に費やす時間が多いということで、大変な労働力だろうというふうに思うわけでございます。

そこで、私もいろいろな指導員の方からお聞かせいただいておりますが、衣服の支給なんかはどのような形になっているのか。それが夏、冬等々ありますが、その辺の状態はどういうふうになっているかということでございます。それと、でき得れば近隣の市町の交通安全指導員なるものの年報酬がわかればお聞かせください。

委員長（谷口隆徳君） 原田主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

まず、制服等についてでございますが、交通戦争といわれました昭和30年代から40年代における交通安全対策について、警察官の不足を補うため交通安全指導員を組織し、かつ警察官と類似する制服を着用し、実施してきたという状況でございます。現在、交通安全指導員の業務は、子供から高齢者など幅広い市民を対象とした交通安全教室や地域啓発活動の実施など、本来業務である交通安全指導及び教育へと変化しております。このことから、制服も従来の警察官と類似したものから教育活動に即したのものへと更新しておりまして、夏は特にスラックスとワイシャツ及び制帽を基本に進めており、活動時期に合った物を選定しながら更新しているところであります。

ただし、登下校の専任指導員については、活動の時間帯が交通ラッシュ時でもあることから、特に警察官に類似した制服を採用しているという状況でございます。あと冬の部分については、活動回数が夏期期間よりも少し少ないという状況もありまして、そのまま現在の着用している制服を使用しているという状況でございます。

次に、他市町村の報酬の状況でございますが、特に把握はしてございません。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） その他市町村の報酬については、いずれかの機会にまたお聞かせいただければと思いますが、やはり冬の期間は私服で街頭指導しているような、一般的な交通安全指導の場合はしているようですが、何らかの手段が必要なのかなというふうに思っています。

もう1点だけここで聞きたいんですが、交通指導員に対しての教育の義務化するものはあるんでしょうか。もしあるのであればどういう形でやられて、どれくらいの実質回数でこういうことが徹底されているのかお聞かせいただきたいのと、将来的に64.2歳の現況の平均年齢が、そういう方の交通指導員に対して、もう少し若い次の世代につなげられるような対策は何か講じられているのかお聞かせいただければと思います。

委員長（谷口隆徳君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 交通指導員に対する研修の内容かと思いますが、士別市独自に研修会は、地元の士別警察署から講師をお招きしまして、年に2回程度実施しております。さらに、道北ブロックというような中で、広域に行く研修会が、これも年2回ほど実施し、平成20年度におきましては、延べ62名の指導員の方が参加をされているような状況であります。

特に新人に対する指導につきましては、法的にこういった研修を受けなくてはならないというような義務的なものはございませんけれども、現地でベテラン指導員に横に立っていただいて指導員の研修を受けたり、また、必要に応じては警察署の警察官の協力を得ながら、現地で交通安全指導に当たっていただいているというような状況であります。

また、全体的な指導員研修につきましては、基本的には人命尊重というようなことが基本となりますので、今後におきましても、必要な研修会、講習会に積極的に参加をしていきたいというふうに考えております。

あと基本的に担い手の関係で、今定数50人以内の中で44名というふうに言っておりますけれども、地域との話し合いの中で、極力この50人に近い指導員を確保して、交通安全啓発に努めてまいりたいというふうに考えています。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひ待遇改善も含めて、後継者の育成も励んでほしいというふうに思います。

次に、5目の障害者支援ということでお聞きしたいと思います。

現在、身障者の自動車運転免許取得助成費ということであるわけではありますが、いずれにしても、その障害の対象者が程度が4級以上の身障者の場合というふうに決められております。これは、4級以上の方が現行までどういう実績があるのかお聞かせいただきたい。その問題が1つと、それからもう1点が、自動車の改造費の助成事業がありまして、そういう実績についてとりあえずお聞かせいただければと思います。

委員長（谷口隆徳君） 前田福祉課主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 身体障害者の方の4級の度合いということなんでございますが、身体障害の障害程度、等級につきましては、身体障害者福祉法施行規則に定められており、級別に要件が示されているところでございます。それで、身体障害者の上肢について、4級の程度について申し上げますと、両上肢の親指を欠く者、両上肢の親指の機能を全廃した者、3点目として、上肢の肩関節、ひじ関節、また、手関節のうちいずれの1関節の機能を全廃した者など8項目が定められているところでございます。また、下肢につきましては、両下肢のすべての指を欠く者、両下肢のすべての指の機能を全廃した者、下肢の機能の著しい障害など6項目が定められているところでございます。

身体障害者の自動車改造費の助成についてでございますけれども、平成18年度におきましては、2件が改造されております。2件で金額が20万円となっております。平成19年度におきましては、1件で3万230円となっております。平成20年度におきましては、2件で20万円となっております。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それで、自動車の改造費のほうでございますが、これは例えば、今そういう障害者の基準が設けられているわけですが、免許のない方が障害を受けてから免許を取得する。そういう事例というのはあるんでしょうか。

委員長（谷口隆徳君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 障害者になってから初めて免許の取得をした人はいるのかという御質問なんですが、これにつきましては、障害者の運転免許取得費ということで、助成事業がございます。その中で例を申し上げますと、平成18年には1件で、その助成費が10万3,000円、19年度におきましても、1件で10万3,000円、20年におきましても、1件で10万3,000円ということで、以上3年度におきましては、3名の方が初めて免許を取得していると、そういうことになってございます。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） そういう方がいらっしゃるということでありまして、最近、新規に免許証を受講される方の費用とすると三十数万円必要だということからすると、この10万3,000円というのはどういう基準で市のほうでは設置されたんでしょうか。この機会にお聞かせください。

い。

委員長（谷口隆徳君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 運転免許の取得費の助成事業についてでございますが、これにつきましては、その事業が、目的として身体障害者の方が自動車教習所などにおいて、普通自動車運転免許を取得されるために必要な経費について助成し、自立を促進するという形になっております。

それで、対象となる経費でございますが、免許取得のために必要な教習料等で助成額は経費に相当する額とする。ただし、その額が10万3,000円を超えるときは10万3,000円とするという形になっております。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 10万3,000円はどういう根拠で生まれたかということを知っているわけですか。

委員長（谷口隆徳君） 岡保健福祉部次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えいたします。

一般的に免許取得費、大体30万円程度となっておりますので、その約3分の1を助成しているという状況になっております。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 単純な3分の1ということではありますが、では10万3,000円という設定は、何年度に実施されたものなんでしょうか。現行でいくと、もう三十数万円ということになってきているわけですが、この10万3,000円という半端がついているということは、何年度かの一般的な教習所の経費を基本とされているように思うんですが、お聞かせください。

委員長（谷口隆徳君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） この要綱の設定が何年度か手元に資料はありませんけれども、当時3%の消費税があつて、多分10万円に3%で10万3,000円になったものと思われま。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 要綱がそういうふうになっているんでしょうけれども、では今度は10万5,000円になるんですかね。

いずれにしても、実勢に合わせたこの助成金の金額を、随時改定、見直していただきたいと思うわけでありま。このことは10万3,000円になった年限を後ほどお聞かせいただければと思いま。

以上で終わります。

委員長（谷口隆徳君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） いつ要綱が設置されたか、合併時以前からあるものですから、

ちょっとわかりませんので、後日調べて委員のほうにお伝えしたいと思います。
委員長（谷口隆徳君） それでは、今のは後ほどお知らせいただくということで。

いつまでに……。織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今、このいつからかということですが、今すぐ書類等を見て調べてから、この委員会において御説明をいたしたいというふうに思います。

委員長（谷口隆徳君） 至急調べてくるということでございます。よろしくお願いいたします。

最後の総括でまた、すべてのところでまた質問していただくということにさせてもらってよろしいですか。

（発言する者あり）

委員長（谷口隆徳君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） お答えいたします。

申しわけありません。少し今資料等調べるとなりますと時間がかかるかというふうに思いますので、なるべく早く至急調べまして、あと議員さん皆さんに、後ほど全員にお渡しをしてお知らせをいたしたいというふうに思います。

以上でございます。

（「すみませんね」「お知らせいただいたらまた質問できるのかい」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 今の保健福祉部長の、後ほど全員に資料を配付するというところでございますが、よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） そのほか民生費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 1点だけちょっとお伺いしておきたいと思います。

障害者の小規模授産事業でありますとか、知的障害者の関係だとか、身障者の小規模作業所がこう載ってございますけれども、特に朝日と土別で2つございまして、成果報告書で18ページでございますけれども、この朝日は386万円ぐらいだし、あと2つは、土別は500万円、500万円というふうになってございますけれども、これは中身によってどう違うのかということと、国・道支出金の関係を含めて補助基準が相当違ってございますよね。これらについてどんな違いがあるんでしょうか。

委員長（谷口隆徳君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えいたします。

ただいま御質問ありました精神障害者小規模通所授産施設運営補助事業と知的障害者小規模授産施設運営補助事業につきましては、自立支援法の中の旧法の中で、小規模授産施設として法人が運営する場合には、年額1,000万円の上限の国の補助がありまして、そのうち国・道支出金が、国2分の1、道4分の1、ですから、合計4分の3が国・道からの補助金となっております。

ただ、この500万円となっておりますのは、この事業をやっている期間が、4月1日から9月30日までということで6カ月になったものですから500万円で、その4分の3が374万9,000円、残りが市負担となっております。この10月以降からにつきましては、ここにも記載してありますけれども、障害者自立支援給付事業という形で、事業が新法による事業に移行して、この成果報告でいきますと、前ページのほうの給付事業の中に含まれる形になっております。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 西條住民福祉課長。

住民福祉課長（西條和則君） 朝日地区の小規模作業所につきましても、地域活動支援センター運営事業ということで、道の補助をいただいております。土別のほうとは型が違いまして、朝日の小規模作業所につきましては、5型という型の中で、基準額の2分の1の補助をいただいているということで、135万5,000円の補助をいただいているということでございます。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ちょっとよくわからないんですけど、今朝日の関係で、基準額の2分の1の補助というふうになりますと、380万円の2分の1といたらもっとあるでしょう。そこら辺がちょっとわからないのと、そうすると、市のほうの精神障害の関係、知的障害の関係、半年で500万円、500万円の事業費ですよ。そうすると、朝日の小規模作業所の運営から見ると、格段の補助の違いだというふうになるんだけど、朝日については、余りにも少ないのではないかという気がするんだけど、ここら辺は違いだと言うけれども、本来的にいけば、障害を持っている若干の種類はあるけれども、そこに携わっている方々というのは大体同じようなことをやられて、障害を持った人々に対する事業を行っていると思うんだけど、余りにもこれは見ると朝日の分が少ない。

次長がおっしゃったように、半年で500万円の事業費、それで、あとの半年分は自立支援法に基づいてやっている、そっちへ行ったんだからというふうになりますと、この事業全体では、そっちに引き継いだものも含めると大きな差があり過ぎるのではないかと思うんだけど、もうちょっと詳しくお伝えをいただきたいと思うし、せっかく朝日の主幹もおいでになったわけだから、そこら辺主幹からも、この際、せっかくおいでになったのに手ぶらで帰るというのも何だから、ぜひ答弁も詳しくしていただきたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） 先ほど基準額の2分の1というふうに申しあげましたけれども、朝日の小規模作業所につきましては、先ほど申しあげましたように、5型ということで、道の基準額が1施設271万円ということでなっております。これの2分の1の補助ということでございます。

委員長（谷口隆徳君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） ちょっと補足させていただきたいと思いますが、小規模作業所授産施設の補助と朝日の心身障害者小規模作業施設の運営補助というのは全然違いまし

て、自立支援法の作業施設の授産施設の補助とは、土別のほうですけれども、朝日のほうにつきましては、これは地域活動支援センターとしての補助金が道から交付されて、その基準額が271万円で、その2分の1の135万5,000円となっているということでございます。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 渡辺住民福祉課主幹。

住民福祉課主幹（渡辺恵子君） 御指名がありましたので、大変うれしく思いますが、小規模作業所の補助金をたくさんいただけるということで、うれしいお話ですが、実は小規模作業所は、20年度の決算から申し上げますと、事業収入として370万円ほどございます。全道の手をつなぐ親の育成会というところから110万円の補助をいただいております。それと、市の補助の386万5,000円ということで、収入事業費としては920万円ほどの中で賅っております。

その補助金の充当なんですが、ほとんどにつきましては、指導員が2名おりますので、その2名の人件費ということで充てさせていただいております。そのほかのものについては、皆さんの、収入といいますが、それによって賅っております。支出のほうは、一応915万円程度となっております。

以上が小規模作業所の運営状況でございます。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 次長、全然違うんだというけれども、余りも全然違い過ぎるのではないですか。というのは、開所日数から見ても、自立支援法に移行する前でも開所しているのは122日です。だけれども、朝日のほうは236日の開所をして、ここは370万円ほどの事業収入も上げられ、一生懸命やっておられて、指導員の人件費程度が、2人の指導員がされていると言われるんだけれども、そうすると、地域活動センターではなくて、5型ではなくて、市と同じように。だって、その朝日の中にも、知的の方も、精神の方もいらっしゃると思うんです。そうすれば、国の補助の多いほうにきちっとそれは仕分けをして持って行って、朝日の補助も引き上げるといことは可能になるのではないかと思うんだけれども、ここら辺、そういうことというのは余り矛盾をお感じになられないんですか。いかがですか。

委員長（谷口隆徳君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えいたします。

朝日の小規模作業所につきましては、任意の団体が行っている小規模作業所でありまして、自立支援法に基づく施設ということになりますと、社会福祉法人が運営してやらなければ補助の対象とならないということになっておりますので、そういった関係で、朝日のほうについては、この小規模作業所の機能は持っておりますけれども、その小規模作業所本来の自立支援法に基づく事業所という位置づけにはなっていないわけでございます。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすれば、朝日もこれは歴史があるわけです。そうすれば、法律に基づ

いた法人をきちっとお取りになって、だって、立派にやっぺらっしやるわけだから、そういうふうには法人をお取りになって、そこにきちっと。自主的にやっぺらっしやるからという単なる位置づけではなくて、やはり朝日としても法人をつくる。その手助けを市が行って、そして、より一層充実してあげる。そういう工夫をすべきではないか。

だって、参加している人たちというのは大体同じような障害を持ってられる方たちです。ですから、そういうことを考えるべきではないか。片方は自主的にやっぺらっしやるんだから、それに補助をやっぺらっしやるんだから我慢せよということではなくして、いっそそういう制度にのせて、法人なら法人をつくる。つくるといったって、そんなに難しい問題ではないとは思っぺらっしやるけれども、そういうことをきちっとお考えになった運営をすべきではないか。こう思っぺらっしやるけれども、そういうことを一回も、自立支援法ができたりなんかして、これだけ市のほうのものは国の支援が受けられるというふうになっているわけですから、そういう検討は全然なされなかつたんですか。その点はいかがなんでしょうか。

委員長（谷口隆徳君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） その点につきましては検討したことはございませんが、今後そういった社会福祉法人化等を、可能であればぜひ検討していきたいというふうには思っぺらっしやるしております。

委員長（谷口隆徳君） そのほか。織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 先ほどの身体障害者の自動車免許の助成の関係ですけれども、この事業はいつから実施したのかということですが、先ほど、後ほど資料をわかり次第配付するというふうには申し上げましたけれども、今そのいつからかということがわかりましたので、ここでお伝えをいたしますけれども、平成6年6月1日から事業規則を制定をいたしております。このときから10万3,000円ということで補助を行っております。

以上でございます。

（「それでいいんだ。資料出すって言うから余計なことになる」
の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員、それでよろしゅうございませうか。

委員（菅原清一郎君） はい。

委員長（谷口隆徳君） そのほか民生費について御質疑ございませうか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませうか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 4款衛生費、2項2目清掃費、ここで家電の処理費ということで11万云々ということで、20台の台数で決算がされているわけでありませうが、この機会に市内の不法投棄の状況をお聞かせいただきたいのと、その処理費はいかほどになっているかなということでございます。

実態を20年度並びにその前の状況もわかれば、先にお聞かせください。

委員長（谷口隆徳君） 千葉環境生活課主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 不法投棄の実態、その処理費用等でありますが、まず、平成20年度につきましては、ポイ捨て等の処理の廃棄、投棄件数を除きまして9件発生しております。

地域としましては、朝日で3件、西土別で3件、川西、中土別、多寄で各1件で、その合計重量につきましては340キログラムとなっております。近年におきましては、18年で8件、総重量が2,154キログラム、19年が13件、359キログラムというふうになっております。

処理費用としましては、家電関係、20年度につきましては、テレビが11台、それから、洗濯機が4台、冷蔵庫が3台、冷凍庫が2台、合計20台、費用としましては、合計11万754円となっております。

以上であります。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今家電の処理費ということは、これは不法投棄になった家電の処理費なんでしょうか。

委員長（谷口隆徳君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） お答えいたします。

市公有地等に廃棄されました不法投棄の家電、これの処理費用となっております。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 不法投棄が朝日、西土別、川西、中土別、多寄ということで、実際に20年度も9件あったようでありまして、重量が340キログラムということであるようであります。しかし、中央地区がなぜないかということが一つ挙げられると思いますが、この数字は市の所有地、あるいは市の河川、市の市有林とか、そういう場所で発見された件数ではないかと思うんです。道とか、国の河川もあるわけですし、国有林もあるわけですし、道有林もあると。そういう中での数字は把握していないんでしょうか。

委員長（谷口隆徳君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） お答えいたします。

道路、それから河川、林野につきましては、それぞれ開発、土木現業所、それから各施設管理者において対応を行っておりますので、こちらとして把握はしておりません。

以上であります。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それでは、決して朝日が多いとか、西土別が3件とかということで、この地域を責めるわけではないんですけれども、中央地区においてもかなりの数が河川に不法投棄されているというふうに聞いております。たまたま私どもの会社で、河川の堤防の除草ということで仕事をしたときに、道の河川、要するに市内というと、犬牛別川とか、かなり今年も発見されてありまして、中央地区においても不法投棄がたくさんあるわけでありまして、しかし、その実態は道のほうだからわからないということでありまして、これを管轄しているのは警察

署だと思えます。警察署のほうからのそういう土別市内全体の数字は聞く機会はないんでしょうか。

あるいはまた、平成20年度は9件で340キログラムの不法投棄が実際にされておるわけですが、その処理費はいかほどなのかということで、それから、不法投棄があつて、それが実態にわかれば、340キログラムということは、罰金刑にすると約1キロが1万円くらい相当になりますので、相当な金額が課せられるはずで、私の知り合いの中でも、実はそういう人がいまして、43キログラム、テレビ1台とごみを投げていかれて四十数万円罰金刑がきたという実態があるわけでありまして。

ですから、市民の中にこういう罰則規定がかなり重いものがあるんだよということを周知していただかないと、安易に簡単な気持ちで、ポイ捨ても含めて、一般ごみも含めてそれが発覚すると、そういう罰則があるんだということをまだおわかりになっていない方がたくさんいらっしゃる。わかれば不法投棄がなくなるということにつながる一つの理由になるかも知りませんが、非常にこのことは重い重大な過失になるわけでありまして、その辺の周知はどういうふうに行われているのか。あるいはまた、先ほど申し上げた市で管理している市有林とか、河川とかは、そういう啓蒙も含めてどういう周知をされているのか、この機会にお聞かせください。
委員長（谷口隆徳君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） ただいま委員のほうから、不法投棄の関係の数量の把握ですとか、周知方法についてのお尋ねかと思えます。

環境生活課のほうでは、市のほうで把握していない不法投棄等につきまして、警察署のほうから調査事項ということで、例えばその原因者である方の許可が出ているのか。更には、その投棄された場所が処理施設としての許可を出しているのか。更には、これが一般廃棄物なのか、産廃なのかという照会が、警察のほうからも年間数件きております。ただ、いろいろな個人情報との関係もありまして、全体的な件数の把握は可能かと思えますけれども、個々の内容についてはなかなか知り得ないという部分もございます。

それと、住民の方への周知につきましては、現在市のホームページ、更には情報無線等を使って、不法投棄以外に野焼き、こういった事例も見られますので、これは春先、それから秋口、こういった中で情報無線を使って周知をさせていただいていると。それと、ごみ減量化推進協議会という団体の活動の中で、年1回市内約8カ所においてごみ減量化の説明会の際には、必ず不法投棄、野焼きの禁止、こういった情報を市民の方にお知らせをして、こういった事案はとて重大な犯罪になるというような内容でお知らせをしているところであります。今後におきましても、いろいろな研修会、いろいろな講習会の中で、そういったことを周知徹底をさらにしていきたいというふうに考えております。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） そうすることで周知をして、不法投棄が1件でもなくなるように、そしてまた少なくなるようにしてほしいなと思えますが、今家電の処理費の4項目ありましたが、

そのほかに主な処理費が発生したものについて、この機会にお聞かせください。

委員長（谷口隆徳君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 家電以外の処理といたしましては、廃タイヤの分がございませ

この処理費用につきましては、20年度につきましては55本、3万975円を支出しております。

以上であります。

（「ほかにはないんですか」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 処理費用がかかるものとしてはこれだけでありまして、あとは市の最終処分場等で処理を行ったところでございませ

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） そうですか、では一般のごみとかの不法投棄があった場合は、それは件数にはカウントしないでごみ収集車が集めて、最終処分場のほうに処理されているということ

委員長（谷口隆徳君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 今家電の関係、それから廃タイヤの関係の支出を御説明いたしました。それで、委員のおっしゃる一般ごみ、家庭から出る一般ごみにつきましては、現地に向きまして、袋の中身を調べまして、原因者がもし特定できない場合については、市のほうで収集をして、最終処分をしているというような状況になってございませ

委員長（谷口隆徳君） そのほか衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時56分休憩）

（午後1時30分再開）

委員長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続行いたします。

第5款労働費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 労働費の中でシルバー人材センターの件について何点かお伺いします。

現在、シルバー人材センターに登録をしている方の人数が、それぞれ土別、朝日地区に分かれています。それが一本化されまして運営されているようであります。平成20年度に限っては、シルバー人材センターに支払われた委託料等々は総額で約7,200万円に上っておりまして、そのことで若干内容についてお伺いします。

年齢差とか、いろいろ組合の中でおありだと思っておりますが、1人当たりの主な一般作業につい

での賃金の契約内容等々をお聞かせいただきたいと思います。形態はどういうふうになっているのか、あるいは月給制にされているのか、日給制なのか、時間給制なのかお伺いしたいのと、その他労働者の雇用条件について、労災保険は当然あるんでしょうが、その他雇用保険等々全員が加入されているのか。それをお伺いします。

ひとまずそこまでよろしくをお願いします。

委員長（谷口隆徳君） 高木商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） まず、シルバー人材センターの会員の方の賃金といいますが、そういう体系なんですけれども、それについては、基本的には1日だとか、時間という形で、それぞれその仕事内容によって決められているというところであります。

また、そこの働く方の保険の関係なんですけれども、これについては、雇用保険とか、労災保険というのは適用になっていないというか、かけられないということなんであります。なぜかといいますと、会員と雇用契約とかそういうのは結んでいないので、会員の方が集まって会員となってシルバー人材センターを組織しているものですから、一応その会員ということで、雇用保険だとか、労災保険だとかというのは対象になっておらず、労災にかわるものについては、シルバー人材センターが独自に傷害保険をかけて対応しているというところがございます。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 労災保険は、シルバーだろうが、一民間だろうが、法人だろうが、これは加入義務があるというふうに思っておりますが、私の解釈が間違っていればあれなんですけど、では、一般的には、内部的にシルバー人材センターへの傷害保険の保険内容等々は、市のほうでは掌握しているんでしょうか。

委員長（谷口隆徳君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） その傷害保険の内容につきましては、今のところ私はちょっと把握していないので、早急に調べたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） その委託の金額が7,200万円、朝日地区だけに限っても970万円、20年度であるわけでありまして。旧朝日町時代の高齢者組合ですか、そこでは労災保険なるものがあったように私は確認をしていたことがあるんですが、土別市のシルバー人材センターではそういう制度はないということなんでしょうか。また、そういう形態のところに公共のいろいろな委託事業、作業等々を委託して問題ないんですか。

委員長（谷口隆徳君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 労災保険とか、そういうかけられない事業所になっているというか、シルバー人材センターは財団法人で、そういう業務をやっているところについては、全国一律、労災保険の適用、加入事務所にはなっていないということがございます。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） だとするならば、では、そういう傷害にかかわる問題、あるいは雇用に

かかわる問題とか、シルバー人材センターに対する市のかかわり方なるものはどの辺までなされているのか。ただ委託してそれっきりなんでしょうか。そしてまた、実際にそういう保険が適用されたような事故があったり、そういう報告は市のほうにはされないんでしょうか。発注者側としてそういう義務はあるように私は思うんですが、それは一切ないということですか。

委員長（谷口隆徳君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 事故の場合については、その発注部局があるんですが、その時々こういう事故があったというふうな報告を受けているというところでございます。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 非常にあやふやな答弁であります。

その発注部局なるものは、私の手元にいただいている資料では、市民部から保健福祉、経済、主に建設水道が多くて、教育委員会、市立病院、朝日総合支所等々、発注部局があるんですが、ではそれぞれの部局でそういうものを監督指導しているということで、市当局としてその取りまとめは一切されていないということですか。そしてまた、そういう事故等の報告があったことの取りまとめも、担当の商工労働観光課のほうではされていないということですか。

委員長（谷口隆徳君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 委員お話のように、担当部局で仕事内容だとか、そういうのを決めてやっておりますことから、今まではそういう事故だとか、そういうものについては商工労働観光課ではまとめていないということなんでありますが、今後については、そのようなことも統計をとるなどして、対応してまいりたいと考えております。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 非常にがさつな管理をされているなど。では、今私が言った6団体ぐらい担当部があるんですが、そこではどういう把握をしていますか。

委員長（谷口隆徳君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 経済部については、駅前の自転車の駐輪場の整理だとか、あと土別市地方卸売市場の草刈り業務などというのを発注しております、これについては事故があったという報告は受けていないところでございます。

委員長（谷口隆徳君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 建設水道部の発注部分についての報告についてお答えさせていただきますが、公園等の草刈りで、例えば石がはねて器物を損壊したとか、軽いけがをしたといった状態の事故というのは年数件でありますけれども、これまでの中で報告を受けてすべて処理をされて、保険でもって賠償は済んでおります。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 保健福祉部の関係では、コスモス苑等福祉施設の管理委託業務というふうなことで委託をしておりますけれども、その中で特に事故と申しますか、そういった

関係の問題がこれまで発生をしたというようなことは、そういう事例はないということでございます。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） 市民部におきましては、土別霊園の清掃、草刈り関係を含めまして、それと植栽の樹木の生け囲い等、こういったものについて委託をいたしておりますけれども、大きな事故という報告は受けてございません。先ほど建設部のほうから報告ございましたように、草刈りの関係で石が若干はねたとか、そういった小さなものは処理をいたしているというような報告を受けたことはございますけれども、20年度については事故の報告は受けていないところでございます。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君） 教育委員会関係でございますけれども、文化センターですとか、スポーツ課関係でございますが、ここ数年そういった事故の報告は受けてございません。

委員長（谷口隆徳君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） 市立病院におきましては、市立病院内の構内の草刈り、それと医師住宅の草刈り、あるいは除雪、こういったことを委託しているわけでございますけれども、事故報告についてはございません。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 総務部の関係でありますけれども、庁舎の管理の部分、それからボイラーの関係を委託しておりますして、ここ数年の間、事故等の報告はありません。

委員長（谷口隆徳君） 川村経済建設課長。

経済建設課長（川村慶輔君） 朝日総合支所所管分について御説明申し上げます。

委託業務内容といたしましては、観光園地等の除草、それから冬囲い等というような中身の経済建設課所管では4事業、その他では2事業というようなことになっておりますけれども、ただいまありましたような事故等についての報告は受けていないところであります。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今、各セクションのそれぞれの部長さん並びに課長さんからそういう報告があったところでありますが、今、小さい事故がないとか、大きな事故はなかったとか、なかったように思うとかという発言です。発注官庁がこういうやり方でよろしいのでしょうか。請負事業の業者には軽微な、あるいは4日以上のお休養は大きな事故として扱われるわけでありまして、入院はされなくてもそういう死傷病の報告はきちりして、それを管理していくことが私は当然だと思んですが、委託業者には、契約条項の中にそういう甘い制度しかないんで

すか。

しかも、先ほど申したように、こういうことに対して、シルバー人材センターに対して、そういう業務の指導とか、管理とかをされていないということは、非常に私はいまいな基準があるのかなというふうに思っています。そして、恐らく雇用契約がシルバー人材センターと雇用者の間に結ばれてはいるんでしょうけれども、その保障とか、事故のときの補償、あるいは休業保障みたいなものはしっかり雇用契約の中に条項として結ばれていないのではないですか。どんな雇用に対しても、アルバイトだろうが、パートだろうが、臨時だろうが、常用だろうが、すべて雇用契約がないところに、そういう労使の当然のこれは契約でありますから、それがされていないということになるのではないですか。もしされているのであれば、先ほどから言っていた小さな軽微な事故はあったとか、そういう大きな事故は報告されていないとかという答弁にならないと思うんです。

それと、それを総括管理しているのが経済部の商工労働観光課であるならば、きっちりやはりそういうことを把握しておく必要もあるし、大変大勢の人数が登録して、高齢者の方々がこの事業に携わっているわけです。そして、その恩恵も非常に受けていると。しかし、一方では、その雇用形態がそういう状況の中で、労働条件の契約がされていないということになると、これは大きな問題になるはずですし、先ほどから申したように、雇用保険は適用除外されている。あるいは労働保険はこの団体には適用されないんだということがあれば、私はないと思っていますけれども、あるならば、こういうことは発生しないはずなんです。その辺をちょっと明確な答弁をいただけませんか。

それと、一番最初に現行の中でここに登録している人の総人数も聞いたんですが、答弁はなかったんですが、それも一緒にお聞かせください。

(「シルバーの制度から何から説明しなさい」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 高木主幹。

商工労働観光課主幹(高木守昭君) 大変申しわけありません。

まず、雇用形態については、契約は結んでいないということなんですけれども、それについては、シルバー人材センターでは、会員として扱っているということで、シルバー人材センターが受けてですね、会員に対して、その作業といいますか、そういうものを割り振って、健康と生きがいの対策をするということで……

(発言する者あり)

委員長(谷口隆徳君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) シルバー人材センターそのものは、国のほうで高齢者の就業対策として設立された経過がございます。それで、先ほど高木主幹のほうから申し上げましたように、人材センターに、会社等を定年されてから就業機会を求めの方が、まず会員として登録をみずからされます。そして、その人材センターのほうでは、会員さんからそれなりの会費を取って、その会費の中でその傷害保険等をかけているということになります。それで、市のほうとして

は、シルバー人材センターのほうに、市の主に軽微な業務になるわけですが、その軽微な草刈りとか、そういったような業務を委託するということになるわけですが、市とその会員の方の間に一般的な雇用契約というのは生じていないということになります。それで、通常の人材センターと市だけの契約になるわけですが、その中で、例えば事故等が生じた場合には、市のほうに報告をするようにというそういう報告義務等はあるところでございます。

(「全然答えになってないんだよな」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 総人数も。

(「実態を話してほしいわけ、どうして労災が適用にならないのか、どうして、労働基準法はそこには適用にならないんだから」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 申しわけありません。その雇用保険等の対象にならないという考え方なんですけれども、シルバー人材センターの会員一人一人が事業主という考え方、この人材センターそのものがそういう考え方になりますので、人材センターと会員さんの間にも雇用契約というものが存在しないというようなことになります。

それと、会員数ですけれども、毎日動けるような人たちが340名おられるということでございます。

委員長(谷口隆徳君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) そのひとり事業主となれば当然そういうふうになります。ならば市と契約先はシルバー人材センターという団体でありますから、そこの契約条項は、そういう点については一切ふれていないということですか。例えば事故があったときは、何日以内にその死傷病報告をなさないとか、あるいは会員に対してのいろいろな市としての要望とか、要請とか、そういう管理基準みたいなものは何にもないんですか。

委員長(谷口隆徳君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) その契約の中で、先ほど申し上げた報告義務の部分ですけれども、委託業務の処理に関して事故があったときは報告くださいと。例えば庁舎の場合ですと、ポイラーを管理していると。その業務をやる上で事故があった場合には直ちに報告をなさいというような契約をいたしてあります。そのほかに特に契約の中では、個人の方が、例えば何か作業をしていてけがをしたという部分はうたっておりませんが、通常の業務の中でも、例えば当然けがをされたというようなことがあれば、それは市のほうに報告が来ることになると思います。

例えば、常に当然市のほうも業務の遂行に当たっては調査をするようなことになっておりますので、そういった場合については、別個の対応というのにも必要になるのかなというふうに考えております。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） うちの市議会は、いろいろな質問に対しての通告制を重んじてやっているわけです。私も事前通告をしていて、労働費の中の問題について、シルバー人材センターへの管理業務委託費の総額は幾らだというふうに、ここにしか出してないけれども、シルバー人材センターの問題で入っていくとするならば、こういう問題が当然のように論議され、質問される事項だと思うんですが、そういう準備はされていなかったんですか。ならば、全然こんなのは、最初から我々もなるべく早く通告して、いい答弁をいただくためにそういう資料提供しているにもかかわらず、今みたいな非常に奥歯に物の挟まったような物の言い方で、その雇用形態、あるいはそういう契約条件についても、担当者が熟知しないということは非常に嘆かわしいことでもありますし、そういうことは非常に困る問題であります。

今、次長のほうから、そういう事業についてある程度事業の検査、検定みたいなものを行っているんだということでありました。ならば、建設関係が主に多いんでしょうけれども、どういう基準で、例えば検査・調査項目といいますか、例えば庭園とか、除草とか、芝刈りとかが多いと思いますが、軽微な作業が多いわけですがけれども、こういうものに対しての検査はされているんですか。完成検査、完了検査といいますか。

委員長（谷口隆徳君） 小野寺施設維持センター所長。

施設維持センター所長（小野寺一博君） お答えします。

維持センターのほうとしては、公園の草刈り等、シルバー人材センターのほうに委託しているわけですが、完了検査とかそういう形の中で現地を確認して、そして写真等も添付していただきまして、完了検査というのを実施しております。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 検査はしているということであるし、そういう基準に沿ってされているんだと思います。

しかし、総額7,200万円にも及ぶ金額が、高齢者の皆さんに支給され、大変喜んでもらって、委託を市のほうではしていった、シルバー人材センターのほうも大きな高齢者の所得要件にもなっているという事業を、喜んで受託しているように聞いています。しかし、そういう制度を、国の制度とかいろいろな基準もありなんでしょうけれども、やはり市が発注してやらず以上は、幾ら委託だって、請負だって、私は一緒だと思うんです。決して事故が一件でもあってはいけないし、そこに働く労働者の条件が非常に低かったり、あるいは中で分け隔てがあって仕事を与えられる人だけが与えられ、都合の悪い人、仕事のできない人は、逆に言うともそういう面もあるというふうに聞いているわけです。

ですから、そういう大まかなところでもいいから、市の介入もある程度私は必要だろうと思えますし、特に事故の関係については、何らかのきちとした契約条項の中にきちりうたって、それを実施していただくようにしないと、最終的に困るのは、けがでもされた労働者の方です。

そういうひとり親方契約をしているならば、シルバー人材センターには、例えば死亡事故が起きたって何もこれはないです。ですから、草刈りをしているから軽微な事故しか起きないとか、あるいはビルの管理で清掃だけだから大丈夫だとかというそういう発想は、非常に安易でありますから、きちりその辺を今後契約の中に盛り込んでいただいて、市の管理もしっかりやっていただきたいなと思いますが、いかがですか。

委員長（谷口隆徳君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） シルバー人材センターへのいろいろな業務の発注についてでありますけれども、今、委員からお話のありました各部から発注している事業のほかに、シルバー人材センターは就労と生きがいの対策ということで、市として運営費も出して補助しているという状況がありますので、今ありました雇用保険等々についても、今、ひとり親方といったような形で該当にならないという部分がありますけれども、そういった制度の中で働かれているのは市民だということでもありますので、そういった方々が不利益のこうむらないような、私ども一つの事業の発注のあり方についてもそうですし、そういった環境についても、今御指摘があったこと等を含めまして、もう一度すべてを再点検しながら、このシルバー人材センターに対する発注等の業務に当たってまいりたいというふうに思います。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） そのほか労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。神田委員。

委員（神田壽昭君） 農林水産費の中で2点ばかりお伺いをしたいと思います。

それは、まずは、農地・水・環境保全向上対策と中山間地域等直接支払制度、この2つが両方の事業で約4億3,000万円台の事業が行われているわけではありますが、農地・水・環境保全向上対策の大きなねらいは、農村の景観をしっかりと守っていくんだということが大きな目的かなというふうに思いますし、更に中山間地域等直接支払制度は、土別市が取り組んでいるこの農業生産の基盤を確立するというそういう意味の大きな役割が実はあるのですが、そこで、この2つの事業に共通しているのは、農業者にとって必要な農地の耕作放棄を未然に防ぐ仕事というのが、両方の事業の中に組み込まれているわけではありますが、この2つの事業をどんなふうな農地の耕作放棄地を未然に防ぐための仕事の役割といいましょうか、分担といいましょうか、そういうものがあって、具体的にどんなふうになっているのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 武田農業振興課主幹。

農業振興課主幹（武田泰和君） 中山間地域における集落の取り組みということで、まず、中山間のほうでは、農用地等に係る地域内の保全マップを作成いたしまして、地域が一体となって圃場の見回り、溪畔や農道の草刈りなどの取り組みが行われております。また、排水路の床ざ

らいや地域の環境の整備などの取り組みもあわせて行われておりまして、これらの活動を通して、地域の耕作放棄地の発生を未然に防ぐという地域の取り組みということで行われております。

また、農地・水・環境のほうですけれども、こちらは今現在すべての取り組み地域において、こちらのほうも農道のり面、溪畔部や用排水路などのまず地域内の点検活動を実施をしております。そしてその中で、耕作放棄地の発生を未然に防ぐための地域における具体的な取り組みといたしまして、例えば高齢等により離農した後の農地について、地域全体で共同の取り組みとして農地を起こしたり、保全をする活動も実施されてきているところがございます。

中山間、または農地・水ともに農村部の取り組み地域におきましても、その対象となる箇所等については、それぞれ地域においてすみ分けをしながら、地域全体がそういったものを守っていくという活動ということで実施されているところであります。

委員長（谷口隆徳君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 農地・水・環境保全向上対策は、主に農地の点検とかということが主な取り組みとしてなされているかと思うんですが、具体的に耕作放棄地が未然に防ぐという実際にその作業をやったり、例えばトラクターで行って農地を耕起をしたり、そういうような具体的に取り組んだ例というのはあるんでしょうか。

市内では9地区、中山間ではもっと少ないと思うんですが、農地・水・環境では相当の9地区ぐらいあると思うんですが、その中で具体的に取り組んでいる地域はあるかどうか。

委員長（谷口隆徳君） 秋山農業振興課長。

農業振興課長（秋山照雄君） 耕作放棄地の放置につきましては、ただいま委員がおっしゃったように、中山間地事業の中で耕作放棄地が発生しないように、地域一体となってやっているわけでございますけれども、その中に、例えば特に農地の保全ということになりますと、去年だと思えますけれども、その地域の高齢の農家の方が病気になりまして、1年間営農を休むという状況が起きました。何とかこの農地を地域みんなで守っていかなければならないということで、地域の方々の中で話し合いをしまして、共同作業によってその土地を起こして、草刈りをして、みんなでこの農地を1年間守ってきたという話がありました。

この農家の方が実情として今離農したわけでございますけれども、この農地については次の年に引き受け手が見つかりまして、現在は生産性を上げているという事例もございました。地域の中でこういった取り組みが広がれば、この制度の目的になるのではないかとこういうふうに思っております。

委員長（谷口隆徳君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういう本当に今のこの農業の状況の中では、こういう未然に防ぐという作業は極めて重要な仕事になっていくのかというふうに、そういう認識は農業者はしているわけですので、今度の事業仕分けでも、この中山間地域等直接支払制度については継続ということになりましたので、安心をされていていいのかどうかはわかりませんが、今後引き続き

また取り組みがなされるように、みんなでやっていきたいなというふうに思っているわけです。

そこでもう一つ、農地・水・環境保全向上対策で特徴的なのは、去年から取り組まれているのは、土別市道の草刈りというのがありました。今までは、農村には延長相当距離の土別市道があるわけでありましたが、農業者はみんな自分の地先については自分たちが草刈りをして、農村環境をしっかりと守ってきたという経過があるんです。しかし、農地・水・環境保全向上対策では、取り組めるとして市道の草刈りに対してある一定の支援策が出てまいりました。

去年からそのことが取り組まれて、9地区ある中で、何地区かは具体的に市道の草刈りをして、一定の支援をいただいている状況ですが、実は私は、今年1日その作業に同行することができました。多寄地区ではすべての市道を機械で刈ろうと。この農地・水・環境保全向上対策に予算化されている中で、そのお金を利用して、トラクターに草刈り機をつけて、市道全体を刈るんですよというそういう取り組みをやりました。その結果、実はいろいろなことが今回わかったんです。

この市道というのは非常に延長がありまして、初めて地域の農業者が自分たちのトラクターを持ち出して、そして、作業機をつけて刈ったわけでありましたが、相当な日数をかけているんです。その中で、実は問題点が出てきたのは、市道ののり面にいろいろな障害物があるわけです。例えばコンクリートの塊とか、あるいは小さな農機具がそこに放置してあったりして、実はその作業がスムーズにいかなかった。そして、場所によっては路肩に砂利があって、その砂利が作業機にぶつかってフロントガラスを割ったとかという事例が何点かあって、そのたびに修理をして、作業を春と秋2回の市道の草刈りを終わらせたということなんです。

そこで、ここで市と農業者との中間に入っているのは、土地改良区もかわりを持っているわけでありましたが、その改良区の皆さんの話し合いの中でもそうなんです、とにかくこの作業は危険が伴うと。砂利がいつ飛んできて、フロントガラスを割っているのではありませんが、その点はまだいいんですが、本当に体に当たったり、あるいはけがをされるといって大変なんです。そこで、一緒に市道の草刈りをやっていて、市と地域の組織とは一定の話し合いがなされて、協定みたいなものを結んでいるというふうに思うんですが、そうだとすればしっかり、例えば道路に障害物があったら、そういうものを未然に取り除くとか、あるいはその後に、みんなで安全に草刈りができるようなそういうことも、市としてはやはり責任があるところではないのかなというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（谷口隆徳君） 武田主幹。

農業振興課主幹（武田泰和君） 市道の草刈りにつきましては、農地・水のほうで共同取り組みということで、地域がこの農地・水の事業自体が平成19年から取り組みが始まったところでありましたが、これまでも地域の農業者の皆さんが農道、市道の部分、農道として使っている部分も多かったということで、そちらについてはその管理、草刈り等の管理をしたり、主体的にその部分についてもう一度確認する中で作業が行われていたというふうに聞いておりますし、現在、19年から始まった活動の中では、市道に面した、特に今、委員がおっしゃられたような農

地に面した市道ののり面部分、こういったことを地域の方が共同で取り組みをされているわけですが、特に、実際実施に当たりましては、毎年の作業の中では地域のほうから、活動組織のほうから、例えばそこで危険な場所ですとか、ちょっとそういった作業をするに当たっての障害があるというようなことにつきましては、事前に連絡をいただいた中で、そういったことが危険の発生にならないように取り組みをしていただけるようにしておりまして、今後ともそういった部分については、市が農地・水については市との協定ということで、そういった地域の資源をある程度農業者の部分と市の公の部分ということですね、すみ分けはしておりますけれども、あくまでも地域全体一体となった地域の取り組みということで、今後においてもこのような作業における安全面ですとか、そういったことに留意しながら、地域の活動をしっかりしていけるような体制をとっていきたいということで考えております。

委員長（谷口隆徳君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） もう一つなんです、今お話がありましたように、耕作規模がどんどん大きくなって、自分の地先というのがどんどん大きくなってきて、なかなか市道の管理ができないという状況の中では、この事業の取り組みというのは、本当に土別市全体が取り組んでいけるようなそんな環境づくりをぜひ行ってほしいですし、それから、来年のシーズンの初めには、ぜひそういう組織とも十分取り合いながら、効率の上がる作業ができるようお願いしたいと思います。

もう一つですが、中山間地域で今度新しく一定の期間が過ぎまして、新しい中山間地域になっていくと思うんですが、先ほどもお話ししましたように、この一番重要なことは、生産を上げるための事業でありまして、その中で、一番のメインはこの農地に対する暗渠排水なんです、この暗渠排水の事業が来年春、22年度どの程度事業があって、ピーク時と比べてどの程度の割合になっているのかということをお知らせいただきたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 武田主幹。

農業振興課主幹（武田泰和君） 中山間の暗渠排水事業につきましては、平成20年度については総延長で89キロメートルの部分を実施をいたしまして、これを面積換算でいたしますと、約89ヘクタールが実施をされたというところでございます。

また、21年度につきましては、90キロメートルの申し込みがあり、年ごとにおける多少の増減はありますけれども、平成17年度からの現対策の5カ年、本年度までですけれども、総延長で約500キロメートルが実施をされておりまして、1年におきますと、毎年100キロメートル程度の実施状況となっております。

それで、今、委員がおっしゃられた過去に年間で一番多かったというお話でありますけれども、中山間につきましては、前期対策ということで、特に土別市集落では、平成13年度から実施をいたしているわけで、その中での暗渠の実施量でございますが、一番実施量が多かった年といたしましては平成14年度、このときが175キロメートル、これが単年で言いまして一番多く実施がされたところでございます。

委員長（谷口隆徳君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それで、来年はどの程度の希望がありますか。

委員長（谷口隆徳君） 武田主幹。

農業振興課主幹（武田泰和君） 来年の希望ということでありまして、暗渠排水事業も含めまして、毎年集落ではそれぞれの地域の農業者に対しまして、実施の希望をとっております。これが例年、年明けの2月に申し込みを受けておりまして、来年度の事業の申し込みは年が明けてからということにはなるわけでありまして、今年の事業の申し込み時にアンケート調査を行っております、これも毎年行っておりますが、アンケートでお聞きしたところ、130名の方々から来年も今年同様に暗渠の事業を実施したいというアンケートの結果がございまして、これを見ますと、来年も同様、同程度の実施希望があると思われるということでございます。

委員長（谷口隆徳君） そのほか農林水産業費について御質疑ございませんか。国忠委員。

委員（国忠崇史君） 第2項林業費の第3目森林公園管理費についてお伺いをいたしたいと思えます。

これは、多寄の日向森林公園の利用者が、自然に親しみ、健康で快適な時間を過ごすことができるよう、適切な維持管理運営に努めたと。これは日向温泉及びスキー場の斜面の下に展開する森林公園、そのバンガローの利用者人数が書いてあります。それで、昨年度が合計176人、延べ人数での利用だと思えますけれども、これはバンガローの棟数、私行ったことがあるんですけども、何棟だったかなと思えて、棟数と、それから、テントで行うキャンプを含めた利用状況、そして、ここ数年の利用状況の数字がございましたら、増加しているか、あるいは利用状況は減少しているかということについて、データをいただきたいと思えます。

委員長（谷口隆徳君） 佐々木畜産林務課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） まず、土別市日向森林公園の棟数ですけども、昭和55年に設置しました。そこで、その中にバンガローにつきましては5棟、27坪で設置してございます。それと、テントを含めた利用状況ということですけども、利用状況につきましては、キャンプ場とバンガロー等はそれぞれ別に集計してございます。それで、バンガローにつきましては、利用料金が発生するというので、それぞれ今までも成果報告で報告させていただいておりますけれども、今回の成果報告には、キャンプ場の利用者数は掲載してございませんでした。

それで、キャンプ場の利用者数でいきますと、平成18年が341名、平成19年が294名、平成20年度は278名となっております。これにつきましては、キャンプ場が無料の関係がありますので、そこに入ったテントを設置している方の数をその管理の方が何人で入ったなという把握の仕方と、もう一つは、そこに車で来る方もいらっしゃいますので、車で来て何人で来たなというような累計の数字を管理人の方でもって把握されているということでございます。お聞きしておりますのは、ピーク時では7、8月が一番多く、最大でも5、6棟がキャンプ場でキャンプを張っているというようなことで聞いてございます。

それと、利用状況につきましては、そのようなことで、過去のデータを見ますと、平成11年には、バンガローを使った方が359名、平成20年には176名ということで、49%にまで減少しております。それと、キャンプ場の利用者数でいきますと、平成11年が451名、それが先ほど言いました平成20年度は278名ということで、62%まで減少しているということでございます。

それと、あとキャンプ場のテントの関係でございますけれども、テントにつきましては、利用料として、もしも日向森林公園に来た場合に、利用したいという申し出があれば1棟500円でお貸しするというところでございますけれども、最近ではテントをそれぞれ自分で持ってきているという方が多いので、利用実績はないというふうな状況でございます。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 日向森林公園のキャンプ場の利用は減少傾向だということで、ありがとうございます。

それで、私、実は日本オートキャンプ協会が調べた2007年のオートキャンプ白書というのを拝見しました。今、キャンプはすごく手軽で、家族で行くレジャー、お金も余りかからないということで大変人気があると思うんですが、実は、キャンプが一番盛んだったのが1996年、平成でいうと8年です。延べ人口1,580万人がオートキャンプをこの年に楽しんだということなんです。このデータは2005年までなんです、4年前、何とその半分の740万人にまで落ち込んでしまって、今年あたりは景気も悪くなったということで600万人台なのではないかといわれているんです。

なぜこれは13年前にピークだったのかということ、このオートキャンプ協会では、学校の週休2日制が取り入れられた直後は、とにかく連休だから楽しもうということで、オートキャンプが増えたのではないかという分析をしていますけれども、それで、話は戻りまして、利用者は減っているのに、オートキャンプ場は全国で増え続けて、2005年現在で1,302カ所とあるんです。話は土別の周りに戻りますが、私が思うに、キャンプ場にもこう言ったら悪いかもしれないですけども、貧富の差ができてきていると。いわば、たとえ話ですけども、ちょっとおんぼろなキャンプ場と、それから、もうぴかぴかで水洗トイレ、コインランドリーを完備しているキャンプ場とあるんです。剣淵の桜丘、それから幌加内町の朱鞠内湖のキャンプ場、これは水洗トイレ、コインランドリーです。和寒町の南ヶ丘、ふうれん望湖台、この辺もかなりメジャーなキャンプ場です。もちろんトイレなんかは水洗になっていると。

ということで、正直旧土別市の日向森林公園、それから、不動公園、グリーンスポーツとも呼ばれていますけれども、それから、水郷公園、私の子供のころなんかは、もう水郷公園で三角のテントを張ってキャンプするのが当たり前だったんですけども、今の子供にしたら、ちょっと水郷公園でキャンプするんだったら、和寒とか、ちょっと整ったところに行きたいという子供が多いのかなと思うんですけども、旧土別市のキャンプ場については、時代の趨勢に乗りおくれたしまったような部分もあるのではないかと思います。ただ、幸いなことに、朝

日町さんで合併して下さって、岩尾内湖の白樺キャンプ場が非常にすぐれたキャンプ場で、ちょっとクマが出没したりもありましたけれども、昨年度の実績、後ろのほうに書いてありますが、2,900人ほど利用しているんです。

これからやはり新しい市長の方針ともかかわってくるんですが、観光客を呼ぶ上で、手軽に土別でキャンプしてくださいというときに、これからキャンプ場をどういうふうにしていくかというのは大事だと思うんです。私なんかは、土別のキャンプ場は無料で、テント持ち込みでしたら無料なので、気軽に来て、余り手取り足取りこうしろああしろとキャンプ場なんかでも最近よくあるわけです。うるさいキャンプ場もあるんですけども、余り管理主義ではないキャンプ場があるから、ぜひそこでテントを張ってキャンプしていってくれよというふうなアピールの仕方もあると思うんです。

お聞きしたいのは、ですから、たまたま日向森林公園の場合は、農業のほうの管轄になると思いますが、不動公園、水郷公園、岩尾内湖白樺キャンプ場も含めて、テントを持ち込んだ場合には利用料は無料で今後ともいくのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、日向森林公園の利用実績も、委員おっしゃるとおり、平成7年が一番最大で、876人のキャンプ場利用者がございました。先ほど委員のおっしゃるとおりの数字が出てございます。ただ、非常に最近は少なくなっておるし、現実に日向森林公園につきましては、オートキャンプ場という位置づけになりますと、例えば車をそのまま入れることができる必要があるんですけども、進入路が傾斜があったり、砂利があったりということで、その辺の整備もしなくてはいけないですし、そのフィールドのほうも若干斜めになっておりますので、そこも整備しないとオートキャンプ場としての利用価値はできないのかなと思います。それと、おっしゃるとおりトイレも、今現在2カ所ありますけれども、くみ取りということでございますので、全体を整備しないと不可能かというふうに思っておりますが、今現在では、そのためには、例えば入り口にもゲートが必要だということになりますし、夜間の管理もしなくてはいけないということもありますので、今現段階では非常に困難なものかなというふうに思っております。水郷公園のところも無償でやっておりますし、岩尾内のほうも無償でやっておりますので、その辺のことを考えますと、実施は非常に困難かなというふうに思っています。

ただ、日向につきましては、近くに日向温泉がありますし、それと口コミ等、あと観光パンフやホームページでキャンプ場として非常に温泉も近くて、かつ食堂もあるというふうなことで、利用客もリピーターとして来ていらっしゃる方もいます。それとあと、稚内方面のツーリング客とか、その方たちが穴場として利用されているというふうなことも実際私も聞いてございますので、その辺の使い方でもって、これから維持管理していきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） そのほか農林水産業費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 酪農ヘルパー事業と林業の関係で2点質問させていただきます。

酪農ヘルパーの20年度の実績が6名のヘルパーの方で、利用者が1,594名ということになっております。金額は273万円ではありますが、人数で延べ日数を割り返すと265日ということで、ほとんど毎日出ているような日数になります。金額からいくと、恐らく時間でやられていると思いますが、その辺の内容を少し詳しくお願いしたいのと、6名のヘルパーの方は、酪農業の方がやられているのか、あるいはまたこれ専業の方なのかお聞かせいただきたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

まず、ヘルパーの方につきましては6名ということで、1,594名で265日働いていただいているということで、それは酪農家の方がそれぞれ、例えば年間の雇用日数がそのような日数になるように、事務局の農協さんのほうで調整を取りながら指定、例えば毎月とってください、それとあとこの日にとりたいよというようなことの調整を取りながら稼働をいただいているということですので、それに見合う労賃を、ヘルパー利用組合の中でそのヘルパー人員の方にお支払いしているということでございます。

それで、利用日数でいきますと、年間で割りますと30日近くの年間の利用実績ということで、北海道内におきますと、例えば平成20年度の実績でいきますと、年間16.5日というような実績もございますので、土別の酪農家におかれましては、休暇は多くとられているということで、そのための心身を休めるための効果はあるのかなというふうに思っております。

それと、6名のヘルパーですが、それぞれ専任ということですので、ほかの職種につかずにヘルパーのみの業務ということになってございます。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今の課長の答弁はちょっとよく意味がわからない。6人で延べ1,594日出ているから、1人当たりになると265日と出ています。今、課長、16.5日というのは何なんですか。月当たりなんですか。

それと、専業であって、その人たちの所得が年間を通じてそれをやられて、それで生計をなしているということになると、市の持ち出し273万円の根拠は、何%補助をされているんでしょうか。

付け加えて、その273万円で単純に割り返すと、1日当たりの1人当たりの補助が1,712円なんです。だから、パーセンテージとその265日と出ているから、課長の先ほどの説明は、16.5日とは月当たりとおっしゃっていませんでしたか。その確認だけさせてください。

委員長（谷口隆徳君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） まず、16.5日というのは、酪農家が年間に取得する休みのとれる日数ということでございます。申しわけございませんでした。酪農家であれば年間30日近くの休暇がとれるよということでございます。それが北海道の中では16.5日ですので、それよりも多いということでございます。

それと、先ほどの平成19年度の決算で申し上げますと、

(「20年度は幾らになっているのか」の声あり)

畜産林務課長(佐々木 勲君) 20年度の資料が今手元にありませんので、追ってお知らせしたいと思います。

委員長(谷口隆徳君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 今、20年度決算をやっておりますよね。それで、私の手元にもありますが、今私が申し上げたとおり、6名のヘルパーで延べ日数が1,594日やっているということなんです。だから、それで割り返すと、1人当たり265日仕事をしていますよということです。しかし、市で北ひびきのほうに助成していると思いますが、273万円しかしていないから、市の補助率というのは何%なんですかと。それと、その265日出ているならば、1人当たりどれくらいの収入になっているんでしょうかということです。

今20年度の決算をやっていきますから。

委員長(谷口隆徳君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) 申しわけありません。平成20年度の決算で申し上げますと、酪農ヘルパー組合が給料として6名の方に支出しました金額は2,039万円となっておりますので、先ほどの265日で割りますと、1日1万2,600円というふうになりますので、市の補助金からすると、7%市のほうの助成金が充てられるというふうにとらえることができると思います。

委員長(谷口隆徳君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 7%ではないでしょう。だって、全体で2,039万円支出されていて、今年273万円出しているわけだから。

委員長(谷口隆徳君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) 申しわけありません。賃金に対しまして13.4%の支出というふうになってございます。

以上です。

委員長(谷口隆徳君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) それでは、せっかくですから、この機会だから、そのパーセンテージは毎年動いているものなんですか。市のほうで例えば何%というのを決められて毎年ある事業ですよ。補助基準なるものは決まっていらないんですか。

委員長(谷口隆徳君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) 補助基準につきましては、この分に対して何%を出すということではなくて、固定して支出してございます。というのは、平成18年に土別、朝日町の合併の際に、それぞれ1人当たりの派遣料を精査する中で、土別市が出しておりました定額の助成金160万円と、朝日町における人工料113万円を加えまして、273万円ということで実施してございます。この考え方につきましては、酪農家の負担額に対する助成ということでございます。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 最初からそう言うてくだされば良かったんですけども、固定で補助をされているんだということと、20年度に限っては全体の13.4%の補助率になったんだということですね。了解しました。

時間もないので、前へ進ませていきますが、次に、林業従事者等の対策と育成ということで、20年度24名の方に56万8,000円を市のほうで助成負担をしていらっしやいます。さきの斉藤議員の総括の中にも、林業の担い手の関係で出てきておりましたが、昨今、国の林業に関する環境の問題から、林業事業に対する比率が非常に予算が多くなってきているように思うわけでありまして。本年度においては、林道工事が非常に多くて、どうしたんだろうというくらいの予算がついているわけでありまして、市の中でもいろいろな対策を講じていると思うんですが、林業にかかわる事業所の数が非常に少なくなってきてございます。

林業には、造材、あるいは造林事業、そういう事業の会社が市内に森林組合を交えても4事業所ぐらいしかないような気がしておりますが、その4事業所の中でも林業従事者が非常に少なくして事業量が多くなっていっていますが、雇用人数、それから、従事者が少ないために非常に負担がかかっているように聞いております。道のほうの対策として、建設事業を営んでいる企業に森林整備事業にかかわるような対策を講じて、その林業技術者に対する指導、それから、育成のためのいろいろな事業が最近出てきているわけでありまして、市としては、今後この地域の森林整備のためにかかわる事業にかかわる作業員等も含めて、技術者の育成をどのようにバックアップしていくお考えなのか。この機会にお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（谷口隆徳君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

先般も伊藤議員にもお答えしましたけれども、全体的に事業量が国有林、道有林も含めまして、特に平成21年度につきましては多くなってございます。その関係で、私どもの発注計画におきましても、非常に林業者が作業員を確保するというのが非常に困難だということも聞いてございます。

それで、林業者にお聞きしますと、やはり今の造材なり、木材の価格が今年3月になって大きく下落したと。いわゆる輸出するための梱包材として、土別市ではカラマツが多いですけども、そのカラマツ材が使われております。その輸出量が激減したことによってカラマツの利用が減ったと。それと、住宅につきましても、非常に持ち家住宅なり、貸しアパートなりの建設が、昨日も申し上げましたけれども、4割程度に昨年より9月までの実績で落ちているというふうな報告がございまして、そのようなことの中で、どうしても林業事業者も大きく人を雇ってこういう展開をしたいというのが、若干しり込んでいるのかなというようなことも聞いてございます。

ただ、地球温暖化の関係等々もあり、林業の振興ということも政府の方針として出されておりますので、私どものほうも市有林の発注等々も、枝打ちであれば一般的な人手による作業ということですので、その辺のことも確保しながら実施していきたいというふうに思っております。平

成21年度におきましても、そのような枝打ちの作業をこれから発注する計画にさせていただきます。

それと、作業員の確保につきましても、道のほうにおきましても、各地域で森林に携わりたい方につきましても研修をしますよということで、来てくださいということで、道内何か所かで実施されております。そのされた方につきましても、公表するというので、この方が公表されているということも、各市町村に通知されてございます。そのような道段階での作業員の研修員の確保というふうなこともやってございますし、昨日もお話ししましたけれども、道森林組合連合会の中でも、それぞれ緑の雇用対策ということで、新たな研修生を1年目は、例えば伐採だけ、除伐とかそういう作業をする。2年目は、もう少し高度な研修をする。3年目は、もっと集約的な林業の計画づくりをする。そのような年次計画でもって研修生の受け入れをしながら、その方たちが地域の林業従事者としてなるように拡大もされておりますので、そのような方が、昨日申し上げましたけれども、森林組合さんのほうには6名の方が今現在も雇用されているということですので、そのようなことも一体となって、林業のこの大切さを周知しながら、林業の振興に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひそういう取り組みを積極的にやってほしいものだなと思います。

しかし、背景には、林業の事業者の数が激減した、あるいはその労働者が少なくなった背景には、年間を通じた事業量がなかったんだということに尽きると思うんです。枝打ちをしたらそれがいいんだとかではなくて、やはり年間を通じた雇用体系がとれないと、やはりそこには人的にはその作業に携わらないわけでありまして、それは一概に市だけの問題ではないんですが、山の仕事があれば、業界はそれぞれに設備投資も、あるいは人的な投資もできるだろうと思います。ぜひ市の中でも少ない予算を駆使しながら、年間を通じた雇用体系がとれるよう、事業量のばらまきと言ったら変ですけども、そういう仕組みで発注してほしいものだなということをお願いしておきたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 1点申しておりませんでしたけれども、例えば、委員おっしゃいました林道の整備やなんかにつきましても、市のほうの発注方法としては、その場所の間伐とか、作業に合わせて作業道の整備というようなことで一体的に発注している実態がございます。それを単独で発注するというようなことになると、大規模な林道、例えばよく言われるスーパー林道とか、そのような部分であるならば、建設業さんをお願いするというようなこともあります。今現在はそういう例えば人が歩くようなところ、もしくは若干例えば木材を使った排水とか、そのような林業者のノウハウでもってやっているのが林道整備でございますので、そのような大きな林道整備があるならば、そんなことも発注方法としては検討していきたいなというふうに思っております。

それとあと、造材につきましても、昔は人間で冬山できこり等々でやっていたのが実態です

けれども、最近は高性能機械ですべてを倒したり、切ったり、枝払いをしたりというふうなそういう高性能の機械が多くなっておりまして、その関係でどうしても冬の前に作業が多くなっているということなので、林業者の冬場の雇用の確保というふうなことも考えると、ちょっと非常に難しいものもありますけれども、さっき言った枝打ちとかの部分は検討をしながら、林業者の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） そのほか農林水産業費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 教育費について1点だけ質問をさせていただきます。

奨学貸付金の関係でございますが、この関係については、今年度も積極的に市内の大学生、あるいは専門学生等々に使われて利用されているわけでございますが、その対象者の選抜に、昨年度でしたか、改正されまして、以前は学費に乏しいこと、身体が健康であること、学業成績が優良で性向が善良であることということという要件から、その性向が善良であることが削除されまして、学業成績が優良であることということがうたわれておるわけでありまして、

私は思うのには、当然学業成績が優秀であることは学生として当然であります。そこにやはりもう一点、スポーツの優秀な学生もそういう制度を利用できないのかというふうに思っております。ぜひそういうことができないかお答えいただきたいのと、市長の公約の可能性について、若干お聞かせいただきたいんですが、今回のマニフェストにある「ひとり親世帯を対象とした高校、大学への入学準備金助成制度創設等々を今後やりたい」という市長の公約でもあるわけでありまして、この辺についての実効性というか、可能性と申しますか、新年度に向けてあるのかもお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（谷口隆徳君） 石川教育部次長。

教育部次長（石川 誠君） 菅原委員の御質問にお答え申し上げます。

御案内のとおり、奨学資金につきましては、現下の厳しい経済状況の中で、現実的に御利用

されている保護者の皆様方から強い要請がございまして、条例改正をいたしまして、その月額金額、それから手続等、金額を引き上げる手続等を簡素化したという中身になってございます。

そこで、お尋ねがございましたスポーツに関してという対象者の拡大ということでございますが、私どもこれら奨学金の貸与に当たりましては、特段スポーツに優秀な方を除外するだとか、そういうことではございませんでして、全体として申請が挙がった段階におきまして、定数枠というのはございますけれども、ほぼ100%の貸与をしている状況にございます。ただ、全体的な部分としてその枠がございまして、そういった中で振り落とすということ大変失礼な言い方になるかもしれませんが、大きな要素といたしましては、所得というようなことが比較対象として検討をし審査をするという中身になってございますので、ただいま委員がおっしゃいましたスポーツの関係等々につきましても、十分これはあり得ることでございますし、現実的にそういった学生さんの貸与も実施しているところでございますので、そういった形で御理解をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 私のほうから補足をさせていただきます。

ただいま石川次長のほうから、全体的に枠があるというお話を申し上げたところでございますが、近年この経済不況によりまして、非常に各世帯の教育費の負担が大変な状況にもありますので、現段階でまだ確定ではございませんけれども、それらについては、今スポーツ関係ということで、特段その定めで拡大をするということではございませんけれども、なるべく奨学金を受けたいという方は、特に問題がない限り受けられるような方法で、今後貸し付けの枠の拡大については前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

奨学金の貸し付けについては以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） ただいま高校、大学の関係の助成策の関係で、マニフェストの関係でお話があったので、私から御答弁させていただきます。

私のマニフェストで、子育ての応援ということで、数多くの支援策を講じようということで今計画をさせていただいています。それで、ひとり親家庭を中心にまず今制度設定をしようと思っ
ているのでありますが、現段階におきましては、小学入学時にひとり親家庭について3万円の助成策が講じられてございます。それで、高校、大学となりますと、一時的に入学資金等々含めまして、そういった負担も多くなるということで、現段階におきましては、高校及び大学入学時におけるひとり親家庭において、一定の助成策を講じていきたいというように考えているわけであり
ます。ただ、金額につきましては、新年度予算等々含めまして、これから十分協議をさせていただきながら、議会の皆さん方に御提案させていただきたい、このように考えております。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今、市長から新しい制度についての力強い御答弁をいただいたんですが、

非常に私も大学といろいろなかかわりを持ってしまして、今、日本学生奨学金制度等々で、また、あるいは大学、専門学校でも融資貸付制度、非常にそれを受ける学生が多いという状況になっている。しかし、その半面で、その返済の事故が非常に多いんだということも聞いているわけでありまして。本市においては、今日までそういう事故があったかどうかはわかりませんが、せつかくですから、今までそういう返済に対して滞ったり、そういう返済金がされなかったというこの事例があったかどうかお聞かせいただけますか。

委員長（谷口隆徳君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えいたします。

私ども教育委員会が行っております奨学金の返済猶予というような事案は若干ございますけれども、おおむねお借りをしていただいて、御利用していただいている方々からはきちっとした形で返済をしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 現在、先ほど言った大学のほうの融資の貸付制度は3万円、5万円、7万円、10万円、12万円ということで、月額そういうふうな枠がありまして、さらにそれぞれの大学で独自にそういう学生に対する貸付制度があって、かなりの学生の数が何らかの形でそういう貸付制度、奨学金制度を受けているような状況にあります。そういうことからすると、本市のこういう事業について、月1人当たり2万5,000円ですか、そういうことになっていると、非常にこれも厳しい財政の中ではあるけれども、この地から出るそういう優秀な子供たちにお手伝いをするという意味からすると、非常に大事な制度であると私も思います。ぜひ今後も市長の先ほどの公約に対する一時金の関係も、大いにできるだけの支援をして、学生がそういう場所に速やかに入っていけるような制度として、ぜひやってほしいものだなというふうに思うわけでございます。

事故もないということで、非常にそれは助かりますし、このままこの事業、大いに制度を見直しながら実効性のあるものにしていただけるようお願いして終わりたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 体育館の関係で若干聞いておきたいと思います。

市民体育館の管理業務なんだけれども、閉館日数が317日、青少年会館の閉館日数が313日、ほとんど使われていなかったんだけれども、随分この経費がかかっていると思うんだけれども、これは一体どういうことなんでしょう。

委員長（谷口隆徳君） 加納スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） 大変申しわけありません。それは開館日数でございます。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） いや、びっくりした。中途であっても正誤表なんかは配られてくるわけだけれども、これについてはもう一切そういうことがなかったし、体育館のアーリーナの工事でありますとか随分やられていたし、だからほとんど休んでいたのかなと思ったわけなんだけれど

も、大変失礼しましたと、余り大きな声で言わないでください。陳謝もしてから始まってもらわないと困るんです。

それで、例えば、5目の体育館の施設手数料の維持管理費がございます。これは7,900万円の決算なんだけれども、これらのここに出ている事業費の中では、半分以上のお金がどこに使われているかということが付記されていないんだけれども、これはどういうところにお使いになったんでしょう。

ほかのところを見ると、全部、例えばその上を見ても、体育施設の開放事業なんかでは14万4,000円で、一般財源が14万4,000円になっている。あるいは総合体育館の整備事業だって、決算額は4,900万円、その内訳は地方債、そして一般財源で4,900万円なりが出ているんだけれども、先ほど申しあげました体育施設の維持管理費の7,900万円、これについては、これらを総合してみても、半分近くのお金がどういうふうに使われているかというのは付記されていないんだけれども、なぜ付記がされて説明をされていないのか。どういうところに使われているのか。この点を明らかにしていただきたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） ここで午後3時15分まで休憩いたします。

（午後 3時00分休憩）

（午後 3時15分再開）

委員長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続行いたします。古川スポーツ課長。

スポーツ課長（古川靖弘君） 説明する前に、先ほど総合体育館利用状況と青少年会館利用状況に「閉館」とありましたけれども、「開館」ですので、訂正いたします。

それと、先ほど説明不足でありましたが、主な事業の中で、賃金、共済費、報酬、報償費、需用費のところ、施策の概要の中で若干漏れていたところを訂正いたしたいというふうに思っております。

委員長（谷口隆徳君） 田中主幹。

スポーツ課主幹（田中寿幸君） お答えいたします。

委員お尋ねの体育施設維持管理費の主要施策の成果報告書という中で、実は主な整備事業ということで載せてありますが、この記載されていない部分というのは、南郷市民プールの維持管理事業費、不動公園運動広場の維持管理費、それから、グリーンスポーツ施設管理事業費、スポーツ研修所の維持管理事業費、それから、夜間照明施設維持管理事業費等々がございまして、この部分が主要成果報告書のほうから抜けておりました。まことに申しわけありませんでした。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） だから、そういう成果報告書には、主な成果報告書を書けばいいのであれ

ば、ここに付記されているいわば4,100万円に及ぶ分だけをこの7,900万円のところに入れればいいわけです。それをわざわざそれらを落としてわからないようにして出すと。

例えば、本決算書のほうでは委託料は何ぼなんだといったら、委託料は4,100万円に上っているわけです。だけれども、ここに付記されているのは、見れば体育協会に対する3,100万円とシルバー人材センターに対する290万円、いわゆる3,500万円です。そうすると、600万円余りのものは一体どうなんだというふうになるわけです。そうであれば、本決算に4,100万円の委託料だというのであれば、その委託料は全部付記の中に入れるべきではないですか。今これは漏れていましたと言うけれども、そうしたら委託料だって漏れていないんですか。これはどうということですか。どこの委託料ですか。

委員長（谷口隆徳君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 財政のほうからお答えさせていただきますけれども、取りまとめの段階で、この体育施設維持管理費自体の目は8,800万円ほどあるわけですがけれども、主要施策に載っている体育施設の整備、開放事業、それと朝日分の三望台シャンツェ管理、クロスカントリー管理事業、これらを合わせて決算書の目の数字と合うわけですがけれども、今、委員のほうからお話がありましたように、土別分の体育施設の整備及び開放事業、こちらのほうの事業で、その賃金等々がこれには入っていないことになります。

それで、主要施策のあらわし方として主な事業ということで記載したわけですがけれども、賃金とか、先ほどの委託料の少ない部分につきましても、体育施設の保守管理等の委託料がこれに入っていないわけですがけれども、例えば、金額を決算額に合わせるなら合わせるようにして、賃金等もその金額が大きいものですから、例えば施設管理賃金というようなことを書いたり、あと施設の保守点検委託料というものを記載して決算額に合わせるような方法をとるか、それとも主な事業をわかりやすく記載して、その金額をこちらの決算額として書くか、恐らくほかの中でも統一がとれていない部分があるかと思しますので、今後中を精査いたしまして、次年度以降わかりやすいような書き方に、財政のほうも注意してまいりたいと考えております。

委員長（谷口隆徳君） 田中スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（田中寿幸君） お答えいたします。

まず、市民プール維持管理事業費の委託料ということで、プールハウスの設営取り外し業務委託32万5,500円、それから、草刈り業務の委託ということで8万8,032円、それから、不動公園運動広場の維持管理ということで、浄化槽の委託料ということで18万6,900円、この部分が委託料として抜けておると思います。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） すみません。そのほかの委託料の中で大きなものといまして、クロスカントリーコースの草刈り業務の委託料等が100万円ございます。それと、朝日の武道館の消防設備の点検業務委託で43万5,000円、三望台シャンツェの草刈り業務委託57万円、あ

とトレーニングセンター等々47万円の草刈り業務、こういったものが抜けております。

委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） いずれにいたしましても、款別を含めて聞いていますと、20年の決算をやっているのに19年のことを言ってみたり、どうも親切でないし、これだけの目があって提案しているのに、正誤表の一つも出さないでにおいて、何か言ったほうに、聞いたほうに恥をかかすようなこんな決算委員会というのは余り見たことがないです。牧野市長の前途も多難だと思うぐらい、もっと管理職も含めて職員はきちっと心して決算なら決算、予算なら予算に臨む学習会なり、勉強会なりして、気合を入れてやはりやっていただかないと困るし、それでなければ牧野市長が言っている市政執行方針からいろいろなマニフェストから、それはもう全然皆さん方横を向いて過ぎていくのかなというふうになってしまうのではないかと危惧するところでもあります。その点はぜひ副市長、今度は2人もきちっとなったんだから、単なる朝日担当だけではないんだし、やはり内部問題での研修も含めて予算にはこういうことのないように、私は警鐘を乱打しておきたいと思うんです。

それから、最後に、体育館の問題でございますから、体育協会にほとんどのことを委託しているんだけど、トレーニングセンターができて、随分市民にも利用されていると思うんだけど、これの利用状況、そして、どのぐらいの人たちが利用しているのかということと、これは健康にもいいことなので、私はもっとこの体育センターのトレーニング室を市民の皆さんにも来ていただいて、健康づくりのためにも大いに役立てるべきではないか、こう思うんだけど、今後の方向も含めて、これまでの20年度、21年の利用状況も含めてこの際承っておきたいと思います。

委員長（谷口隆徳君） 加納主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） 総合体育館のトレーニング室について御説明を申し上げます。

まず、利用状況でございますけれども、平成18年度年間1,780人、月平均にいたしますと148名、平成19年度は年間1,664名、月平均138名でございます。平成20年度については、9月、10月に体育館内部の大規模改修ということで、新たにトレーニング室を設置をいたしました。更に12月に、今、委員さん御指摘のとおりトレーニング機器を導入をいたしました。その後、21年1月から先月11月までの利用者は急速に伸びまして、現在は1カ月の利用平均、何と月500名ということで、3.5倍の利用率ということになっております。

特に、先月11月につきましては、トレーニング機器が体育館に入ったよということが市民に広まりまして、冬場の運動不足の解消ということで、過去最高の月736名という利用者がございます。更にこの冬増えそうな勢いでして、担当としては非常にうれしい限りでございます。

それから、利用者でございますけれども、利用者は主に中高年の皆さんがどうございます。多くの世代が基本的には気軽にだれでもいつでもということで御利用いただいております。また、チャンピオンスポーツを目指す選手、あるいは中学、高校の部活動の選手も一応使用はオッケーということにしております。

ただ、一般市民の健康づくりが第一ということで、部活動の団体利用とかというのは今のところ御遠慮をしているということでございます。

ここでちょっとトレーニング室の設置について御説明を申し上げます。過去の経緯等も御説明を申し上げます。

従来のトレーニングルーム、ウエートリフティングとトレーニングのマシンが合体しております、なかなか市民の皆さん、入って来づらいと。トレーニングについてもなかなかしづらいと。ちょっと暗い、遠いと、私も直接話を聞いておまして、ぜひとも体育館の明るいところ、第一研修室を改修をして、そこをトレーニング室としてはどうかという話がありました。それで、ちょうど2年目の大改修のときによしぜひ実施をしましょうということで、時期は10月に実施をいたしましたけれども、残念ながら古いトレーニングの器具をそのまま新しいトレーニング室に持ってきてなかなか古い、ちょっと寂しいということで、ちょうどスポーツクラブと体育協会が健康体力サポート事業、今も続いておりますが、それで、体組成計という体の中身を調べる機器を入れまして、いろいろな講習会をやっておまして、そこで、ぜひともトレーニングの成果を出すにはやはり有酸素系のランニングマシンというものなんです、これがほしいということで、急遽12月に57万7,500円をかけまして、体育館の備品としてそろえさせていただきました。

その後また2月から一気に利用者が増えまして、その後、4月から更にトレーニングランニングマシン1台とクロストレーナー、それからライフサイクルという自転車等々の有酸素マシン、それからチェストプレスマシンという座って使うベンチプレスというものなんですけれども、それを5台体育協会の体育館の委託料という中からリースという形でそろえさせていただいたという経過でございます。

現在一気に増えまして、今30名ほど毎日トレーニングに来られております。込み合っていないかといいますと、比較的用户者が時間のある方が多うございまして、朝の9時から夜9時まで、比較的均等に利用がされているということです、トレーニングについては、毎日やるのは私たち指導者のほうもちょっと危ないということで、2日に一遍、3日に一遍ということで、まあまあうまく流れているかなというふうに思っております。

最後に、今後の方向性でございますけれども、まずは、私もしばらくスポーツの指導をやっておりましたし、何といっても継続をされるということが一番大切でございまして、実際指導をしていて、ウエートトレーニングなんか指導しますと、結構1週間で続かなくなるというところが多うございます。今後それを長続きさせるには専門的な指導を受けるということで、ちょうど体育協会の職員が専門職1人常駐をしておりますし、スポーツクラブ、あるいは体育協会が講習会等々をやっております。今年も4回、この12月19日にそういった高校生に向けての講習会を開く予定でございます。そんなところで、市民の利用される皆さんが専門的な指導を受けて長く続けていけることが一番大切なのかなというふうに思っています。

器具については、少し様子を見ながら、利用状況を見ながら、もし増やすということであれば、来年度、再来年度ということで増やしていくということかなというふうに思っています。

最後に、こういったスポーツ振興計画ということで、昨年2月に作成をいたしましてちょうど今年が2年目ということで、生涯スポーツの振興というのが一番大切なことでありまして、これがまさに振興の第一歩かなというふうに思っております。

今回の改修、あるいは器具の導入ということで、市民の健康づくりの関心は今本当に深まりつつあるので、ここがチャンスでありまして、ぜひとも振興計画の実現に寄与していきたいなというふうに思っています。いずれにしてもスポーツクラブ、あるいは体育協会と連携を取りながら実践をしていきたいなというふうに思います。皆さんも総合体育館をぜひとも利用していただければなというふうに思います。

以上です。

委員長（谷口隆徳君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） ただいま平成20年度の決算審査、まだ途中でございますけれども、これまで委員の皆様方から20年度の事業の費用対効果がどうだったんだということ、あるいは市民の安全・安心のためにはどういった役割を果たせたのかといったことなど、幅広い角度からいろいろ御支援等をいただいております。その中で、私ども資料を事前に成果報告書などを出させていただいておりますし、また、このたびのいろいろな御質疑の中では、事前に各項目通告を受けたという状況でございました。その中で、これまでの私どもの説明員側としての説明を反省しますれば、ただいま御指摘ございましたとおり、20年度の決算議会であるということでありながら、その20年度の資料を持ち忘れたということもありますし、また、成果報告書の中身も誤りがあったことも、質問を受けて初めて気づくというふうな状況でございました。今後におきましては、斉藤委員の御指摘を重く受けとめて当たってまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長（谷口隆徳君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款予備費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。

それでは、歳入歳出全般について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） お諮りいたします。認定第3号 平成20年度士別市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成20年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成20年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成20年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（谷口隆徳君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成20年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について審査
願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成20年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 平成20年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 平成20年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審査
願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第11号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 平成20年度土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審
査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第12号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号 平成20年度土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第13号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号 平成20年度土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審
査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第14号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で付託案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長(谷口隆徳君) お諮りいたします。以上をもって本委員会を終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

(午後 3時42分閉議)

委員長(谷口隆徳君)(登壇) 委員長退任に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る11月24日の本会議におきまして、本特別委員会に付託されました平成20年度一般会計、特別会計の決算認定12件につきまして、12月1日から3日までの3日間にわたる総括質問と会計別、款別審査を通し、皆様方の真剣で熱意ある御論議をいただき、すべての案件について認定すべきものと御決定をいただきました。委員の皆様方を初め、理事者並びに各執行機関、各関係部局職員の御協力、御高配に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、このたびの特別委員会の決算審査におきましては、土別市総合計画の初年度予算執行に係る審査でございました。決算審査を通じ、委員の皆様方から計画初年度の予算の執行状況を初め、所期の目的を達し得たのか、また、厳しい財政における市の財政運営や将来に向かってのまちづくりに係る大所高所からの御質問、御意見、御提案をいただいたところであります。

国におきましては、政権交代によって行政刷新のもと、予算の編成や今後の国の行政執行などについて大きく変わろうとしている中で、地方における自治体運営にも大きな影響を及ぼすことは必至であります。本市も「まちを元気に」のもと、新市政が誕生し、新しい一歩が踏み出されたところであります。どうか理事者におかれましては、本委員会の論議をしっかりと受けとめられまして、来年度の予算編成及び今後の市政執行に生かしていただきたいと切にお願いを申し上げます。

最後になりましたが、報道機関の皆様方には連日にわたり、本委員会の審議内容や結果について、迅速かつ正確にお伝えいただきましたことを心から厚く感謝申し上げます。

以上、甚だ簡単、粗辞ではございますが、委員長退任のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。(拍手)(降壇)